

平成13年12月13日(木曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤	清	議員	2番	松田	孝	議員
3番	猪倉	謙太郎	議員	4番	石川	忠義	議員
5番	荒木	春吉	議員	6番	安孫子	市美夫	議員
7番	柏倉	信一	議員	8番	鈴木	賢也	議員
9番	伊藤	忠男	議員	10番	高橋	秀治	議員
11番	高橋	勝文	議員	12番	渡辺	成也	議員
13番	新宮	征一	議員	14番	佐藤	頴男	議員
15番	伊藤	諭	議員	16番	佐藤	暘子	議員
17番	川越	孝男	議員	18番	内藤	明	議員
19番	松田	伸一	議員	20番	那須	稔	議員
21番	佐竹	敬一	議員	22番	遠藤	聖作	議員
23番	伊藤	昭二郎	議員	24番	井上	勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員事務局長
真木憲一	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成13年12月第4回定例会

議事日程第3号

平成13年12月13日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成13年12月13日(木)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
10	幼児教育のあり方について	幼児教育をすすめる上での各課(福祉など)との連携について 幼児教育を今後どのようにすすめるのか	19番 松田伸一	市長 教育委員長
11	教育行政について	「生きる力」と「ゆとり教育」について 地域に開かれた学校と安全確保について	3番 猪倉謙太郎	教育委員長
12	水道事業について	第4次拡張事業計画と現状について 自己水源を最大限利活用を図ることについて 村広水の受水料金引き下げに伴う生活困窮者及び零細業者への還元について 配水管網(鉛管解消)整備について	2番 松田孝	市長
13	除排雪支援事業について	昨年度の豪雪に関連して (イ)生活道路(狭隘道路)歩道の除排雪対策について (ロ)高齢者世帯への除排雪支援について		市長
14	狂牛病にかかわる市の対応について	生産者対策について 加工販売業者、消費者対策について	22番 遠藤聖作	市長
15	深刻な雇用対策について	新規学卒者の雇用確保について 中高年の離職者対策について 行政のこの問題への基本的姿勢について		市長
16	実施計画と財政計画の関連について	とくに大型の公共事業を実施することによって、市民生活に直接かわる行政課題が後回しになっていることについて		市長

17	市政一般について	都市計画区域見直しの現状と課題 について 全市の均衡ある発展を図る立場で の住宅政策について 実施計画にみる、事業選択のあり 方について	17番 川越孝男	市長
----	----------	---	-------------	----

松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号10番について、19番松田伸一議員。

〔19番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 おはようございます。

私は幼児教育の問題を中心に、地域づくりや社会福祉的な観点から、幾つかの課題について関心を寄せている方々を代表し、順次質問と提言をしまいたしますので、市長並びに教育委員長の明快で誠意ある答弁をお願いいたします。

近年、親子読書運動や素読、音読の教育的価値が再認識されたり、親子読書の普及活動が活発化しています。特に、幼児期における親子での対話読書の取り組み方で、幼児教育の情緒発育に母親、父親が身近に行う読み聞かせが大きく影響することが話題になっております。

このことに着目した市立図書館でも、親子読書活動の輪を広めていることは大変歓迎しているところであります。

さらに、この活動を広め、ゼロ歳児から幼児期の子供を預かる保育所としては、保育活動にブックスタート活動など、どのように取り組まれているのか、市長にお尋ねいたします。

次に、9月議会で幸生地区の皆さんから、幸生小学校の幼児学級存続の陳情がなされましたが、採択されませんでした。私は願意受当と考えておりましたので、非常に残念な結果となったことは、
_____ 驚いてしまいました。

この陳情は、幸生という一つの集落全体の問題としてとらえ、提出されたものと聞いておりましたので、地域づくりの観点からとらえても、大きな意義あるものと判断しておりました。

日本のほとんどの地域で、地域おこしののろしが上がっていない地域はないと言っても過言ではない現実の中にあると思います。寒河江市でも、田代村塾や幸生の幸和会などを中心に、地域づくりが真剣に話し合われていることは御案内のとおりだろうと思います。これらの地域づくりの基盤となるのが担い手づくりであり、絆づくりであると考えられます。

このようなとき、山間地域で家族の協調の上に成り立っている幸生地域で、こぞって幼児学級存続を訴えられたのは、至極当然であり、議会でも願意受当なものとして受けとめられなければならないと信じておりました。しかし、不採択という結果に終わったことは残念でなりません。自分たちの住んでいる地域の課題としてとらえた場合も含め、質問させていただきます。

寒河江市では、幸生、田代、醍醐、三泉の各小学校に併設されている幼児学級ともどもが閉鎖され、新たな方針が打ち出され、去る11月28日に教育委員会から文教経済常任委員会に今後の幼児学級のあり方について説明がありました。

寒河江市の幼児学級は、寒河江市合併直前の昭和29年4月ごろから柴橋小学校で始まったと聞いております。当時は戦後のベビーブームと言われたときでありまして、大勢の子供たちが就学期を迎えたときであります。この時代は、終戦直後の混乱した世代に誕生した子供たちであります。先生たちの判断で、この子供たちに早く学校生活になれさせようと始まったのがきっかけと聞いております。

幼児学級という名称も、幼稚園でもなく、保育所でもないということで、先生たちが相談して名称を思いつかれたと言います。これからの経緯については、皆さん御承知のことと存じます。以来40数年間、この制度が存続し、幾多の人たちがこの恩恵を受けてまいりました。

この間、社会情勢は大きく変遷いたしました。その当時は産児制限などという言葉も真剣に討議され、家族計画などが流行語になった時代でもあります。現在では、その反対の現象が起き、少子化が進み、これからの長期

における就学児の予測が大変難しいことでもあります。今後も出生率が急激に増加することがないと予測する方が大方の見方だと考えています。

現在、地域の中で少数化した子供たちは、生まれた地域で就学準備をするのが最適と私は考えております。このような発想から、各小学校区に幼児学級が設置された大きな理由があったらと思います。

対象人数が減少したからとか、少人数では社会性が身につかないということよりも、就学期に満たない子供たちには、親や地域の信頼関係を深めなければならないと私は考えています。この時期に地域から離れて集団生活を重視した教育環境よりも、親子、地域との接点を持つことの方を重要視しなければならないと考えています。この時期を逃せば、親子、地域との信頼関係が希薄なまま、大人になってしまうのではないかと心配しております。

このような時期に、安全で快適な移動手段がとられたとしても、就学前期の子供たちにとっては大きな心理的、精神的な負担になり、精神や肉体的障害が潜在化してしまうのではないかと心配しています。

幸生地区や田代地区から快適で安全な手段で白岩に通園できたとしても、潜在的な影響は表面的には把握できません。子供たちにはかり知れない影響を見逃す計画を遂行せず、地域で幼児教育を行う方法を考えるべきだと思いますが、教育委員長の考えをお伺いし、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 保育活動におけるところの読書活動について答弁申し上げます。

赤ちゃんの言葉と心をはぐくむためには、たっぷり愛情を注いであげることや、抱っこして優しく話しかけてあげることが大事だと言われております。

ブックスタートは、乳幼児健診を会場として絵本を介し、絵本とともにメッセージを伝え、赤ちゃんとの楽しい絵本の時間に関心を持ってもらうきっかけをつくる子育てを応援する運動であると言われ、イギリスにおいて最初に始められたと聞いております。

これらの運動が子供の成長に応じて習慣として持ち続けてもらうためには、子供と保護者がいろいろな本と出会える環境づくりが必要で、地域のさまざまな機関や人々がかかわりを持って、地域の持っているところのマンパワーなどに合わせてブックスタートをつくっていくことが必要と言われております。

本市におきましては、本年10月から乳幼児健診実施に合わせまして、母子保健セクトと児童センターとの連携を図りまして、読み聞かせボランティアの御協力をいただきまして、ブックスタートの取り組みを始めたところでございます。

図書館に備えている乳幼児に合った図書を利用し、本を介した親子のコミュニケーションがすべての赤ちゃんの周りで持たれるように、そして生活の中に定着することを望んでいるところでございます。

本市におきましては、ブックスタート事業の取り組みとは別に、児童センターの事業といたしまして、平成12年度から子育て、そしてよい絵本を乳幼児期に与えたいという読み聞かせボランティアの発意を受けまして、親子への絵本の部屋事業というものを実施いたしまして、偶数月の第2土曜日に乳幼児期に触れてほしいよい本の蔵書の整備とともに、児童センターを利用する親子から好評を得ているところでございます。

なお、ブックスタートは、本来家庭などにおいても行われているものであると理解しております。保育所においても、子供の成長と本の重要性を考えまして、毎年それぞれの年齢期に応じた蔵書数をふやしているとともに、図書館から図書の貸し出しなどを受けながら、日常の保育の中で保育士が本の読み聞かせを行ったり、小・中学生読み聞かせボランティア活動の受け入れなどを実施しまして、本とのつながりを持った保育を実施しております。加えて、園児への本の貸し出し等を実施して、親子の読書、読み聞かせの機会をつくっているところでございます。

また、図書館と保育所との図書貸し出しなどによる連携ばかりでなく、乳幼児期における図書館の親子の読書活動に対する取り組みなども数多く実施しているところでございます。

親子の読書活動というものの重要性にかんがみ、なお一層これらの充実に努めてまいりたいと、かように存じているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 地域内で幼児教育を行う方法を考えるべきではないかという御質問についてお答えします。

幼児の教育については、家庭における子育てや教育を軸に、地域社会、幼児教育機関等が連携・協力して育てていくということが大変大切なことであります。

家庭における教育は、乳幼児期の親子の絆の形成に始まる家族との触れ合いを通し、基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点であります。特に、基本的な生活習慣、生活態度、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的マナーなど、家庭が果たすべき役割は重要なものがあります。

一方、少子化が進む社会の中で、少子化が教育に及ぼす影響としては、子供同士の切磋琢磨の機会が減少すること、親が過保護や過干渉になるなど、子育てについての経験や知恵の伝承、共有が困難になること、適正規模の集団を前提とした教育活動が成立しにくくなることなどが危惧されております。

このようなことから、兄弟や近隣の幼児とかかわる機会の減少している幼児にとっては、多数の同年代の幼児とかかわりながら、気持ちを伝え合い、時には協力して活動に取り組むなどの多様な体験を通して、他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会態度を身につけていくことが大切であります。

したがって、幼児期において、同年代や異年齢の幼児同士が相互にかかわり合いながら生活する、いわゆる集団的な生活を体験することは、人間形成にとって大きな意味を持つものと考えております。

教育委員会としては、少子化が急速に進む中、幼児教育の重要性を踏まえながら、幼児の減少が幼児教育に及ぼす影響や子育てと仕事の両立支援など、社会的ニーズの変化に対応できる幼児教育について検討を重ねてきた結果、幼児学級については、幼児教育をさらに充実するため、適正規模による集団的な幼児教育活動を確保する観点から、廃止することとし、その時期を平成14年度末としたところであります。

具体策としては、現在の三泉幼児学級を市立保育所の分園化する方向で検討することとし、醍醐及び三泉地区の幼児の就園先は三泉に、幸生、田代地区の幼児の就園先はしらいわ保育所として進めていき、送迎についても万全を期したいと考えております。

また、地域における教育の役割として、子供たちが大人や異年齢の友達と交流し、さまざまな生活体験や社会体験、自然体験を豊富に積み重ねる場となることが重要であることから、これまでの学校開放をさらに進め、地域の方々の交流を深める場として利用できるよう、積極的に取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上です。

廃止の時期ですが、その時期を平成14年度と言ったそうですが、平成14年度末です。どうも失礼いたしました。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 丁寧な御回答ありがとうございました。

親子読書のことなんですけれども、寒河江市の今の文化センターに図書館ができたのは、昭和49年ごろだったと思いますけれども、そのころはまだ県立図書館から児童図書のコピー貸し出しを受けておりました。それが廃止になりまして、図書館ではなくて寒河江小学校で受け入れることになって、寒河江小学校のPTAで親子読書の普及活動をやった時期があります。

そのころから、親子読書、人生の中で初めて出会う本ということで、今言っているブックスタートと同じことだと思いますけれども、そのころから親子読書活動を行ってきた経緯があります。

そんな中で、やはり幼児期を扱う保育所の保母さんとか幼稚園の先生方とかお話をして、親子読書のサークルを寒河江市でもつくったわけです。そのサークル活動の中で、ぜひ保育所でも読書活動をしてもらえないかというようお願いをした経緯があります。

そのときは、まだ活動がこの辺では定着していなくて、世間的にも認知されていなかったかどうかわかりませんが、保育所の仕事ではないということで受け入れてもらえませんでした。

でも、あれから20年たった今は、福祉でも、それから保健課でも、積極的に初めて出会う本を大切にしてくれている活動が今市長から報告があったわけなんですけれども、この20年間にずっと親子読書を続けてきたサークルが現在も活動を続けておまして、その人たちが今のような起爆剤になったんだと思います。

そういうようなことも含めまして、これから今までですと生涯学習というと、就学が終わった人たちを対象にして活動したのが主だったと思いますけれども、生涯学習というのは、やはり生まれたときから始めなければならないという意見が非常に今は多くなってきておまして、今市長がおっしゃいましたような観点から、生涯学習の推進本部長でもある市長の考え方として、これから幼児期の教育……教育というと教育委員会の管轄になるというお話が質問の打ち合わせの段階でいろいろあったんですけれども、生活学習といいますが、そういうふうな面でも、生涯学習としての取り入れ方をもっともっと広める必要もあると思います。

そういうふうな意味で、やはり市民からの働きかけをもっと大切にするというよりも、市民を動機づけるような施策があっても私はいいのではないかなと考えているわけです。そういうふうな意味で、図書館との連携をますます深めなければならないんですけれども、図書館の問題はまた別な機会にとらえることといたしましても、生涯学習という観点から、市長の考え、もしあれば伺いたいと思います。

それから、幼児学級の件ですけれども、第1問で、地域の中で育てるのが一番いいと私は申し上げましたけれども、先ほど教育委員長の答弁のとおり、私は幼児学級に対する教育はそのとおりでいいと思います。でも、それでは少年の虞犯少年とか、凶悪化した犯罪がなぜこの時期になってこのように大きな社会現象となったんだろうかということ私を私は考えあわせて、地域で親子と接しながら教育した方が、よりベターな教育環境ができるのではないかと私の信念で、地域でぜひ育てていただきたいということなのです。

今、凶悪な青少年の犯罪がふえておりますけれども、その遠い原因としてさまざま挙げられると思いますけれども、生活経験での発達段階における経験不足といいますが、それが大きな要因になっているのではないかと思います。集団生活の中で培われるものと、それから家庭の中で培われるものと、おのずと違ってくると思います。

社会的、基本的な規範も、本来ならば家庭の中で完成しなければならないと思うんですけれども、これが現在の家庭環境の中では万全に行われる家庭はそう多くはないと思います。

そういうふうなことから考えあわせれば、地域での全体の教育力を高めながら、地域で特に未発達な段階でのゼロ歳児から幼児期の人たちの教育を地域で行うべきだと思います。そして、発達段階における幼児期の教育ですけれども、こういうふうなことはやはり親たちの勝手な思い過ごしで子供たちと毎日毎日接しているわけです。

例えば、ひところ問題になりましたけれども、歩行器などもあります。歩行器で育った子供の多くは、転ぶと

きに両手をつくことができない。一般的に顔面着地などと言われますけれども、はいはいを親たちが歩行器という道具で奪ってしまったわけで、そのはいはいの経験がないから、とっさに両手を前に出すことができない子供が多く育ってしまったというようなことなども言われておりますので、そういうことから考えあわせれば、親たちが子を教育するとこういうふうな子供に育つんだということも、これは今までの経験からそういうようなことが多くあったと思いますけれども、それにマッチできない、一緒に進むことができない子供もいるということを私は考えてもらいたいです。

そういうふうな意味で、地域で育つ、それから白岩に万全な移動の方法ですと言いますが、幼い子供がああ山道を登ったり下ったりしながら、人家のないところを移動するわけです。例えば大人が見ず知らずのヨーロッパとか、そういうようなところに一人旅するのと同じぐらいの精神的な負担があるということを私は考えていただきたい。

潜在的なそういう経験が、大人になったときどういうふうな反応が出てくるかなどということは、私たちはわかりませんが、そういうふうなことが懸念されるということを十分考えていただきたいと思います。

私は児童センターが長岡山にあるときには、毎週のようにずっとそこでお手伝いをしておりました。そこで子供たちからたくさんのことを教えてもらいました。その子供たちは、やはり家族の絆の中でどのような育ち方をしているかということを集団生活の中でたくさん大人に信号を送ってくれます。でも、集団生活の中で、それに一々こたえてやれるような環境が、私は今までできていないような気がして心配でならないのです。

こういうふうなことも十分考えあわせて、地域でどうにかして子育てができる方法はないかということを探したかどうか。それから、幸生地域では何度も話し合ったと聞いておりますけれども、親たちの考え方を十分引き出すような話し合いがなされたかどうか伺いして、第2問を終わりたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今、忘れられたといいますが、あるいはまた非常に少なくなったというのは、子守歌とか、あるいは添い寝をしながら本を読んでもくれるということが非常に少なくなってきているんじゃないかなと思っております。

子守歌とか、寝ながらとんと昔を聞かせてくれる、本を読んでもくれると、そういうことは、やはり心の原点にもなっておるんだろうし、あるいは生涯にわたっての読書とのつながりというものを持ってくるんだろうということをお私思っております。

それにおきまして、この親子読書というものは、やはり生涯教育の一環だったと思います。青少年になってからとか、あるいはお母さん、お父さんになってから、あるいは高齢化社会の中でのお年寄りになってから、暇ができてから生涯学習というようなことが今非常に言われておりますが、そうじゃない。やはり子供の時代からの読書というものが非常に大切だなと思っております。

また、親子の肌と肌とのつき合いの中で、読書活動をやるということが、これまたやはり肌と肌とのつき合いというのは、これは親子の関係におきましても、あるいは子供を育てる上におきましても欠かせないものだなと思っておるわけでございますので、こういうあらゆる機会をとらえて、親子と一緒に絵本を読み合う、あるいは肌を突き合わせるということの大切さは忘れてはならないと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 ただいまいろいろ難しい問題についてお話がありましたが、私も同感の部分もいろいろございます。

今、松田議員がいろいろ今度そういうふうになったならば大変だと思われたようなことは、私たちも十分考えて対処したつもりでございます。

最初お述べになった、いわゆる虞犯行為とか、そういうふうなものがどうして起こるんだろうかというふうなこと、これはもう現在では問題はいろいろな本でも述べられておりますし、あれがみな正しくもあり、全部がそのままでない部分もありますけれども、おおよそ私から言うまでもなく、いろいろな面でも述べられている松田議員の御存じのとおりだというふうに思います。

それから、虞犯行為が起きる、ああいうふうな犯罪行為や何か起きるといのは、やはり幼児期の親のしつけというのは非常に大切であると思います。そういうふうなことで、地域社会等でも一緒になって子供の教育、小さいときにきちっとして、私たちもいろいろ例えばうそをついて悪いんだと、狼少年なんかについて、小さいときから植えつけられましたけれども、ああいうふうなこともやはり大切なのではないか。子供には悪いことは絶対して悪いというふうな、そういうようなことはきちっと教えていかなければならないのではないかとこのように思っております。

今、幸生あたりに入ってくる子供の数なんかを見ると、非常に少ないんです。来年、再来年、後から教育長の方からもあると思いますが、非常に少ないんです。1人とか2人とかというふうになるわけです。そういうふうな中で、いろいろなことを教育をやった場合に、本当に社会性が身につくのだろうかというようなことを非常にまず私たちとしては検討いたしました。

私、こんなことをここで言うのはちょっと変だと思わなくても、ある学校に行ったときに、ある地方の非常に山村地区から通学してくる生徒の登校拒否になる率が非常に多かったというのを私記憶しております。置賜地区ですけれども、そこに行ったときに、かなりの率で多かった。普通の地域から来るのの2倍、3倍というふうな数でありました。

そういうようなことも頭の中にあるわけです。やはり小さいときに社会性というものはきちっと身につけておかないとだめだなと。そういうふうな意味で、やはり集団生活を体験させるということは非常に重要だと私は思っております。

それから、いろいろなことを体験させるということ松田議員がおっしゃいましたが、これはその面に関しては同感です。私は松田議員と同じような関係で青少年の体験活動にずっと参加させておたことがありますけれども、その中で、今まで何もしつけにもならない子供たちが、例えばソロビパークとか、山の中に一人で寝るような体験ですが、そういうふうなスタートに一人で一生懸命に雨だらけのテントを洗っておた。そんなことをするような子供でないのが、その体験を通して変わったというふうな、そういうふうな事実なんかを考えながら、そういうような体験活動も必要なんだなというふうに思っております。

ところが、少子化、1人、2人の中でいろいろな体験なんかはかなり難しい問題だというふうに思っております。そんなことで、親のしつけ、それから社会の中での子供の育成、地域社会の中でしつけですね、集団生活。そういうふうなことを総合して、大きくなって必要な人間形成が幼児期にされるのではないかとこのように思っております。

そんな意味で、やはり通学や何か大変ですけれども、そういうふうな集団の中で幼児期から体験させておた方が、将来の子供の幸せのためになるのではないかとこのように考えて、そういうふうなことを十分いろいろな面から検討した上で、こういうふうな結論に達した次第ですので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 私もいろいろな面で教育委員長とは共通するところがたくさんありますけれども、ただ私が言っているのは、大人の感覚ではなくて、実際その年齢の就学期前の子供たちの意見だと思って聞いていただきたいのです。私が言っているのではなくて、そういうふうな感覚で私はこの問題をとらえてまいりました。

ですから、地域でそういうふうに白岩に通わせるとなっても、なぜ陳情という形で出てきたか。それはお母さん方、お父さん方、地域の方と十分に話し合いが出てこなかったから、そういうふうなプロセスが欠けていたところがあるから出てきたのではないかと思います。

子供たちが発達というよりも成長する段階で、さまざまな経験の大切さ、それからその時期、時期に応じた体験をどのようにして親が導くかが大切だと私は思います。そういうふうなことも十分踏まえながら考えて、私の声ではなくて、子供たちの声だと思ってこのことをもう一度考え直していただきたいという、これは要望です。

要望したついでに、申しわけありませんけれども、来年から5日制が始まります。「寒河江市の教育」という冊子がまた来年度もつくられると思います。ぜひ社会教育と、それから福祉面での連携した一つの考えで冊子をつくって、本当の子供たちをどうやるかという指針をここでみんなで討議してつくっていただきたいと要望して、終わります。

猪倉謙太郎議員の質問

佐藤 清議長 通告番号11番について、3番猪倉謙太郎議員。

〔3番 猪倉謙太郎議員 登壇〕

猪倉謙太郎議員 私は緑政会の一員として、11番に通告してある点について御質問をさせていただきます。

私は、だれにもわかりやすい行政を望む観点から、簡潔に質問をさせていただきますので、御答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、教育の危機が叫ばれてから、もう何年もたちますが、事態は一向によくない状況にあり、むしろ悪化の一途をたどっているようにも思われます。社会のすべての人が憂い、教育に対する専門家の提言もほとんど実を結ぶに至らないような状況にあるようにも思います。全国的に混乱というよりも荒廃という言葉さえ聞かれる教育現場の実態であり、いかに再生を図っていくか、緊要な課題であるわけです。

関係団体のみならず、国を挙げて模索している段階にあることは重々御承知のとおりであります。過度に学校に依存してきた教育の現状を反省し、学校・家庭・社会の三つの領域が一緒になり教育を支えていく三位一体論という考え方に基づいて実施される「生きる力」と「ゆとり教育」についてお尋ねをいたします。

なお、この件につきましては、昨日の同僚議員の質問と重複する点多いかとは存じますが、よろしく御配慮のほどをお願い申し上げておきたいと思っております。

平成4年9月から段階的に実施されてきた学校完全5日制も10年を経過して、平成14年春からは、いよいよ完全実施されるわけでありまして。この学校完全週5日制は、子供たちの生活のあり方や学校環境を大きく変えようとするものであり、子供たちが土曜日や日曜日を利用して、家庭や地域社会での生活体験や自然体験、そして文化活動やスポーツ活動など、さまざまな活動や体験をすることがねらいであります。そして、家庭・学校・地域社会が教育や生活全体の中で、生きる力をはぐくみ、成長を促すための教育政策でもあるわけです。

しかし、その内容を見ますと、子供の興味・関心を主体にしたみずから学び、みずから考えて、生きる力を養う教育へとこのたびの学習指導要領の改定により徹底されるわけであり、従来の一方向的な指導で教え込む、指導するより子供たちの主体的な学習を支援することであるとされていますが、いざ実践となると問題は極めて多いのではないかと思います。

子供たちの体験を重視した学習に本当に結びつくのかどうか、どうすれば結びつけることができるのか、今後とも激しい変化が予測されるこれからの社会において、子供たちが心豊かに、そして主体的・創造的にたくましく生きるために、生きる力を身につけさせることは極めて重要であることも確かであります。

生きる力は、家庭・学校・地域社会における教育や日常生活を通して培われ、身につくものであるとするならば、そのために家庭・学校・地域がそれぞれの責任において果たすべき役割について、どのようにお考えを持たれているのかをお尋ねをいたしたいと存じます。

次に、心配される学力低下についてお伺いをいたします。

ゆとり教育の推進による基礎学力、特に算数、数学、国語などの基礎教科の学習内容や指導時間が大幅に削減されることにより、基礎学力の低下が懸念されるところであります。

算数、数学を例にとった場合ですが、学習時間は1970年代の小学校6年間の算数の総時間数は1,047時間に対し、現在は1,011時間、平成14年度からは869時間になり、70年代からすれば178時間の減少となります。

さらに、中学校3年間の数学の学習時間は、70年代の420時間に対し、現在は385時間であり、さらに14年度からは315時間となり、これは小・中学校での2学年分が縮小されることとなるわけでありまして。

ゆとり教育の推進の中で、生きる力をはぐくむために、従来の教科の枠を超えた総合的な学習の時間を新設する必要があるとして、今後小学校全体では430時間、中学全体では210時間から335時間、そのための時間が確

保されることになりまして、これは小学校の算数の約半分に当たり、しかも中学校は数学全体に匹敵する時間があります。

しかし、数学が好きと答えた子供は48%、国際平均より24ポイントも下回っているとのデータもあり、ゆとり教育の主眼とした子供の数学に対する興味や関心の程度は、国際的に見ても好ましくない結果であります。しかも学校外での1日の学習時間の比較の中でも、数学の勉強をする子供の割合は74%で、国際平均の90%を大きく下回り、学習時間の平均0.6時間は38カ国中最低のレベルであるなど、今回の改定により、基礎科目の学力は確実に低下するだろうと言われている現況にあります。この点につきどのように考えておられるのかをお伺いをいたします。

次に、地域に開かれた学校と安全確保についてお伺いをいたします。

大阪教育大附属池田小学校での児童8人が死亡、教諭2名を含め15名が重軽傷を負った児童殺傷事件については、記憶に新しいところと思いますが、学校は安全な場所という保護者を初め社会の信頼は損なわれ、学校は決して安全な場所でないことを露呈した事件であったと考えます。

今の学校関係者には、開かれた学校という命題はあっても、安全確保という意識は希薄だったという指摘があります。しかしながら、教育行政関係者にしても、まさか暴漢が教室で子供たちを襲うとは、だれが想定できただろうかというのが本音であろうと思います。

児童・生徒、保護者からの信頼を回復するためには、行政はもちろん学校関係者の根本的な安全対策が重要課題であると思いますが、御見解をお伺いいたします。

次に、学校の安全総点検と対策についてお伺いをいたします。

既に学校内外の安全総点検の実施を行ったものと思われませんが、その実情、そしてとられた対策についてお伺いをいたします。

今回の事件が教育界に与えた衝撃は、余りにも大きい事件であり、開かれた学校づくりを疑問視する声が一段と大きいことも事実であります。しかし、むしろより積極的に学校を開いていくことが事件を未然に防ぐことになると指摘する関係者も多いことも確かであります。

私は学校の安全確保と開かれた学校は、決して二者択一の問題ではなく、開かれた学校づくりの中で安全確保を図っていくことが重要であると思いますが、御見解をお伺いいたします。

次に、新築される醍醐小学校の安全確保についてお伺いをいたします。

醍醐小学校改築工事につきましては、平成15年度の開校を目標に、昨年度から継続する基本設計に基づき、移転用地の盛土造成も完了し、建設に係る具体的な実施設計に既に着手されているわけですが、学校の置かれた状況や地域の実態を考慮した安全対策が十分取り入れられているのかどうか、御見解をお伺いいたし、1問とさせていただきます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育行政について、「生きる力」と「ゆとり教育」についてお答えいたします。

従来、我が国の教育は、世界の先進諸国に追いつき追い越すために、一律に学力水準の向上を図ることを中心課題とし、知育優先で行われた結果、体験の不足や心の貧困な子供の増加につながるなど、大きな社会問題の原因になったと言われております。

また、我が国は目覚ましい経済発展を遂げ、もはや追いつくべきモデルを失い、むしろみずから問題を発見し、解決できる創造的な資質や能力が求められており、これからの先行き不透明な時代を生きるには、自分らしい豊かさの指標と、自分らしく生きる知恵を育てる必要があります。

教育は学校のみで完結するのではなく、生涯学習社会を構築する視点から、教育を受ける側に立つ学習者中心の考え方に立って改革が進められております。

さて、こうした改革が進む中で、学校・家庭・地域が果たすべき役割についても新たな発想に立つ必要があります。

まず、学校教育においては、授業がその中核にありますので、厳選された教育内容をしっかり定着させるとともに、教科学習においても子供の願いと体験を重視し、生活と学習をかかわらせ、学びのよさが感じられる学習にすることがあります。

学力の国際比較によれば、日本の子供の学力は高いにもかかわらず、学習が楽しくないと感じたり、学ぶ意味を見出せない子供が多いと言われております。これは学習プロセスに問題があると考えられ、教師主導の授業過程を改善する必要があると思われま。また、知識偏重の指導観を転換し、知的好奇心や問題解決能力の育成を重視し、みずから学び考える力の育成に努める必要があります。

また、学校が唯一絶対の教育機関ではなく、学校づくりに地域や家庭が積極的にかかわり、開かれた学校づくりを推進する中で、地域のすぐれた人材を活用するなど、特色ある学校づくりに努めております。

また、学校は学校運営や教育方針等について積極的に保護者や家庭に説明し、その成果や課題についても明らかにする責任を有する機関に転換することが期待されております。

一方、家庭や地域においては、子供の教育はすべて学校に任せておけば安心というような風潮を改め、保護者や地域としての責任を自覚し、主体的に果たしていくことが求められております。

家庭においては、自分の子供に責任を持つという姿勢が一層重要になります。これまでは、極端に申し上げれば、食事のマナー、あいさつ、礼儀、お小遣い、あるいは誕生会の持ち方まで、困りごとはずべて学校が引き受けてきたという傾向があります。しかし、家庭は本来基本的生活習慣や思いやり、倫理観、自制心や自立心など生きる力の基礎的な資質や能力を培う場であり、子供の人格形成に基本的な責任を負う場でありま。したがって、家族との団らんや手伝いなどの生活体験や社会体験などを通して、家族の一員としての自覚を一層促す必要があります。

地域社会においては、地域の子供は地域で育てるという機運を醸成する必要があります。社会人としての資質や能力、ルールなど、日常的生活体験を通して身につけさせる重要な機能を持っており、異年齢間での遊びや自然体験、スポーツ、文化活動、ボランティア活動など、自分の意思で選択できるような機会の提供や環境の整備を図る必要があります。

いずれにしても、家庭や地域に子供がいて、初めて教育が成り立つのであり、家庭や地域で過ごす時間を物理的にふやし、家庭や地域の責任において育てることにに関して、社会的な合意を形成するよう働きかけてまいります。

次に、心配される学力低下について申し上げます。

昨日の石川議員の答弁でも申し上げましたが、確かに知識の量のみを学力ととらえれば、指導内容が3割削減されることにより、従来より減ることになります。しかし、これからの社会を生き抜くには、生涯にわたって学び続ける意思を持ち、みずから問題を発見し、解決する能力、思考力、判断力、表現力などが不可欠であり、こうした能力も生きて働く学力として認識されております。こうした学力観の転換は、平成4年に適用された現行の学習指導要領から既に図られており、来年度からの新学習指導要領でも踏襲しております。

議員が御指摘のように、学習を嫌い、家庭での学習時間が少ないという調査結果が示されておりますが、だからこそゆとりの中で、よくわかる、学びがいのある授業に転換しようとするものであり、知識は重要ですが、量のみを問題にする体質は改めるべきものと考えております。

かつて高度経済成長期にあつては、立身出世や有名な大学進学などの学校外にある社会的価値観が児童・生徒の学習意欲を形成したと言われております。しかし、バブル崩壊以降、世界的な環境問題とも相まって、経済的・物質的な繁栄のみを追求する社会を疑問視し、豊かさの指標が転換されつつあります。

また、少子化によって、高校、大学受験の門は広がり、2009年には受験者数と入学定員がほぼ同数になり、競争試験の意味をなさなくなると言われております。このようにかつて児童・生徒の学習意欲を形成した背景が大きく崩れ始めていることを理解する必要があります。

そこで、これにかわって学ぶ意欲を育てるものが学校の内部に必要であり、それは具体的には体験と選択であると考えております。すなわち総合的な学習はもちろん、教科指導においても体験を重視し、五感を通して思考、判断し、実感し、納得する授業の改善に努めております。また、中学校における選択教科の枠が大幅に広げられたり、自分の興味、関心に応じて、課題や解決手段を選択するなど、児童・生徒が主体的に自己決定する場面をふやし、自分の意思で学ぶ学習に転換するよう努めております。

以上のように、学力低下問題は、単に知識の量のみで判断するべきではなく、学び方の質の問題、社会的な背景についても御理解いただきたいと存じます。

なお、学習低下に関して、印象で語られることが多く、客観的なデータに乏しいという批判もあり、文部科学省では平成14年2月に抽出校を対象に、全国的な学力調査を行い、継続する予定でおります。

次に、根本的な安全対策に対する見解はという御質問にお答えします。

御存じのように、ことしの6月8日に大阪教育大学附属池田小学校で、学校に侵入した不審者によって23名もの児童や教職員が殺傷されるという、まことに痛ましい事件が発生しました。子供たちが楽しく、安心して学べる場であるべき学校で、このような事件が起きたことは、まことに残念なことであります。

このような事件に対しては、学校だけで対応できるものではなく、社会全体でこうした卑劣な行為を断じて許さないという思いを共有していただき、保護者、PTAを初め地域の関係団体などの協力を得ながら、児童・生徒の安全確保に地域ぐるみで取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、学校の安全総点検と対策についてお答えします。

今回の事件を受け、学校の安全管理や緊急総点検を6月に実施しております。緊急に対処しなければならない不審者対策については、地域に開かれた学校づくりを否定するものではなく、学校への来訪者の確実な把握、不審者侵入への対応並びに地域・PTAとの連絡や協力体制の強化などについて、既に具体的に取り組むべき事項として各学校へ指示し、各学校では速やかに対策を講じているところであります。

さらに、具体策を完全なものとするために、小・中学校のすべての教室に防犯ブザーを、2階に職員室のある小学校へは監視カメラを設置し、教室出入口戸の曇りガラスを透明ガラスへ交換するなど、体制を整備しております。

また、開かれた学校づくりの中で、安全確保を図ることが大変重要であるということですが、全く同様に考えているところです。

開かれた学校づくりとは、学校施設の開放というだけではなく、地域の方々の御協力を得て、学校として学習

活動がより多彩で活発になると同時に、地域の学校として積極的に活用いただく上からも、保護者や地域の方々と学校、双方の理解と協力をより深めていただくためにも大切であると考えているところであります。

本市では、すべての学校敷地、グラウンドや校庭ですが、児童・生徒が飛び出すおそれがあり、かつ危険性がある場所及びサッカーやソフトボール、野球等のボールが道路等に飛び出してしまう場所については、フェンスや防球ネットを設置して危険防止を図っているところでありますが、正門や通用門については出入りが自由であり、敷地に対しての侵入防止にはなっておりません。学校敷地を団体で早朝や休日に使用するだけでなく、親子で遊んだり、校庭を散歩するなど、地域の方々がいつも利用できるように配慮しているところであります。

学校周囲の道路や隣地等から、学校敷地との境に塀等の障害物がなく、見通しのよいようにしておりますので、地域の方々からも見守っていただきたいものと考えております。

また、学校内の建物に入る場合、いつも教職員がいる職員室などで来訪者の姿を見て注意することができるよう、いつも開いている学校の入り口を1カ所に限定して管理しているところであります。

これからも、この開かれた学校づくりをより一層進めていく上でも、児童・生徒の安全確保を図ることは絶対の条件であり、また学校の安全対策についても、地域の御協力をいただきながら万全を期さなければならないものと考えております。

次に、新築される醍醐小学校の安全確保についてお答えします。

基本設計に基づいて、移転改築用地の盛り土造成が11月末で完了し、具体的な実施計画は平成14年4月の完了に向けて実施している最中ではありますが、醍醐小学校の置かれた状況や地域の実情を考慮した安全対策について申し上げます。

移転用地は、南側に国道、西側に市道、北側から東側にかけて農道と、道路に囲まれた状況で、南側がグラウンド及び水泳プールの用地、石垣で仕切られた1.5メートル高い北側が建物敷地として計画しております。グラウンドの周囲については、ボール等の飛び出しの危険性を考慮して、南の国道側と東の水泳プール側及び西の市道側の一部に、高さ4ないし5メートルの防球ネットを設置しますが、建物敷地の周囲については、塀やさくなどの計画はしておりません。

敷地が道路と同じ高さになる場所の市道側に西門、農道側に東門を設置する計画ですが、両入り口の北側については、官地等の水路や土羽に接しており、その先の道路が高くなっている状況なので、学校敷地境界沿いの幅3メートルの場所の土を入れかえし、樹木等の植栽が可能な状況としております。

現在、学校にある樹木、樹種や卒業記念樹等を調査しまして、移転用地のどこの場所に移植するのが適当なのか等の話し合いを、学校、PTA、地域の方々と進めているところであります。

本市では、市内すべての学校で十分な安全対策を実施しているところであり、新しい醍醐小学校についても、同じように景観や環境に十分配慮し、南側に広がり段差のある敷地をうまく活用した施設配置をしながら、安全対策に万全を期していきたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 猪倉議員。

猪倉謙太郎議員 ただいまはそれぞれの質問に対して、十分に意を酌んでいただき、詳細なお答えをいただきましたことに感謝申し上げます。

私も単純にこのゆとり教育が学力低下につながるという考えは持っておりません。私の小学校時代を思い起こすと、やはり自分の生活をたどたどしく表現した生活つづり方を中心に、名を絵であらわす版画の教育、勉強を積み重ねる中で、生きる力を学んだように思います。

今考えてみると、その根底にあったのは、農業すなわち農の精神ではなかったかと思えます。私の子供が小学校に入学したころは、農業は機械化が進んで、子供たちは農業から締め出されておった時代であります。しかし、学校では田植えと稲刈りだけは残しており、山遊びなどをしながら、農の根底にある自然との共生を目指していたのではないかと思います。

その後、進められた自然学習、約20数年前でありますけれども、山遊びをしながら、学習のあり方に時の先生方が非常に工夫をされた内容で、余り学力の低下は来さなかったように思っております。1年間で10回ほどやる、3回テストという方式だったように記憶しております。

私は自然との共生の活動を続けながら、その役割の中に農の精神を通すことの役割が今でもあるように思っております。農耕民族として、今後の教育を考えるときに、農の精神を改めて考えてみる必要があるのではないかという考え方でありますが、どのように考えられますか。

完全週5日制については、前回の11年の9月の一般質問で、既に生きる力をはぐくむ教育の実践、命を大切にす環境教育、ふるさとの自然と結びつく体験学習、地域に根差した教育の実践などを上げて、地域の特性を生かした教育活動についてお伺いをいたしておる経過がございます。

そのときに、教育長の答弁の中で、寒河江小学校の地域を素材にとった総合学習、それから三泉小学校のさくらんぼ学習や鮭の学習、陵南中学の市立病院や長生園でのボランティア活動、また取り上げていただきました醍醐小学校のホタルの里づくりを中心にした環境教育など、実例を挙げていただきまして、今後の5日制に向かう姿勢を表明していただいた経過がございます。

したがって、この四つの実践例を挙げていただいたときに、確かな形で継続されるための支援体制の確立を御要望申し上げた経過がございます。そして、特色ある学校づくりの中で御提案申し上げた1校1研究の実践の状況等について、ぜひ努めて心してやっていきたいと、こういう御答弁をいただいております。したがって、この2件については、その後の経過と結果についてお尋ねをしておきたいと思えます。

次に、地域に開かれた学校と安全確保についてであります。開かれた学校と学校の安全確保は決して対立する関係ではなく、地域に開く学校は、学校の守りも地域で守っていかなくてはならないという基本的な考え方に変わりはありません。

今、子供の安全に責任を負える職種をやはり考える必要があるのではないかということをお提案しておきたいと思えます。

私の小学校時代には、常に子供たちをずっと一日見守ってくれた年配の小使いさんがおったことを思い出します。学校の守り神のように私は思って、先生にも話のできない事柄など、その学校のおじいさんに親しみを感じ、とてもいろいろなことを相談してきた、話をしてきた記憶がございます。

今こそ、やはり高齢者、そして子供をつなぐ生涯学習の場としての学校の活用も含めながら、学校のおじいさん、おばあさんをつくり、子供と学校を支える地域づくりが重要かと思えますが、お尋ねをしておきたいと思えます。

学校の校外の安全対策については、寒河江中部小学校で実施をされております地域マップづくり、10月24日に山新の方に報道されておったわけですが、本当に地域の安全マップは今後の安全確保に大変役立つものであると

いうふうに思います。市内小・中学校で合わせて親も地域も一緒になって歩きながら、危険な場所の点検、そしてみずからがお互い力を合わせて手づくりした看板を危険な箇所に立てて、互いの安全を確認することも体験学習の一翼として大変役立つのではないかというふうに思いますので、この点も御提案しておきたいと思います。

なお、新築される醍醐小学校の安全確保については、大変詳細に、しかも具体的に安全対策に対する万全を期する意の考え方を明確にお答えいただきまして、本当にありがとうございます。今後ともよろしくこの件についてはお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

何件かの質問と御提案を申し上げて、2問とします。よろしく申し上げます。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 最初の問題については、私の方からお答えしたいと思いますが、学校の教育の中に農の精神を入れるべきだというふうな議員から御意見を伺いましたけれども、全く同感であります。農に従事する、従事ま
でいなくても体験することによって、やはり優しさとか自然への敬いの心とか、環境のこととか、謙虚さとか、
そういうふうなものが培われるのではないかというふうに思っております。そういう意味で、そういうふうな方向
でこれからも指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

その他については、教育長の方から。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 まず、私の方から、地域の特色を生かした教育活動についてお答えを申し上げます。

この前の議員の質問にもお答えしましたが、それにプラスした形ということになると思いますが、その後各学校で特色ある学校づくりということで、全教職員挙げて一生懸命取り組んでいるところであります。

それで、行政の方からの支援ということで、特色ある学校づくり支援事業というふうな形で、多額の予算をいただきまして、各学校にそれを配付しまして、特色ある学校づくりに生かしていただいているところであります。

一例をちょっともう少し申し上げますと、寒河江小学校のまちづくりに関する総合的な学習とか、あるいは柴橋小学校のものづくりを基本にした教育の取り組み、今さまざまできている既成の製品もたくさんあふれているわけですが、自分たちでゴムひもを使ったり、あるいは乾電池を使ったりというように、発達段階に合わせてものづくりを中心にした教育に取り組んで、大変な成果を上げております。

そんなこととか、あるいは醍醐、三泉はこの前申し上げました。陵東なんかについては、合唱、それからJRCのボランティア、そして総合的な学習の取り組みというようなことで、教育委員会が行っている支援事業というものをうまく活かしながら、各校で取り組んでおります。研究についても、1校1研究ということで、各校内で総合的な学習や基礎・基本を大事にした授業づくりに取り組んでいただいているところでございます。

それから、2番目の学校安全対策に関して、学校に新たな職種の人を採用してはというふうな御意見でございましたけれども、学校の安全対策につきましては、委員長の答弁でも申し上げましたとおり、地域の方々の御協力をいただきながら、万全を期しているところであります。

特に、学校においては、各学校の実情に応じて、現在いる教職員が登下校時はもちろんのこと、校内外の巡回の回数を多くするなどというふうな形で対応しているところでございます。したがって、今のところ新たな職種の人を配置するというようなことは考えていないところでございます。

なお、地域の安全マップについての御意見がありましたけれども、これは中部小だけではなくて、寒小が一番最初に取り組んだと思います。各学校の実情に応じて、さまざまな危険箇所のチェックをして、お互いに確認し合うというふうなところで行っております。

なお、危険箇所に看板というふうなことになりますと、地域全体の景観等とも兼ね合わせながら、ちょっと無理なのかなというふうな考えているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 猪倉議員。

猪倉謙太郎議員 最後の一つ、学校の守り神という表現をしましたが、やはり地域の中からボランティア活動あるいはシルバー人材の中から、学校に対して協力をいただけるような施策、方策をひとつ考えていただければと。職員としての採用でなくて、生涯教育あわせて、地域をそういった学校とのつながりを大事にしていく上で、求めていくような方向も一つの考え方ではなかろうかということも含んで申し上げておりますので、一つの今後の研究課題として取り上げていただければというふうに思います。

それから、大変御提案、前回に申し上げた事柄が非常に具体化されて進んでいることに対して、本当に感謝を申し上げますとともに、私自体うれしく感じております。

それから、マップ関係について、やはりひとつぜひ体験学習を通して、看板という表示は、私は適当でなかったかと思えますけれども、お互いがこの場所はちょっと危険ですよというふうに学校、地域全体でチェックをした場所だというようなことが、地域の人もわかっていないと、子供の遊びや校外活動の中で、やはり地域で子供を育てていくという主観に立った場合に、注意を促すという形の目安にもなるかと思えますので、適当な景観を損なうようなものでなくて結構ですので、その辺も今後の中で考慮していただければというようなことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号12番、13番について、2番松田 孝議員。

〔2番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は日本共産党と、通告してある問題について関心を持っている市民を代表して、以下通告順に従って質問いたします。市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

最初に、通告番号12番、水道事業について伺います。

寒河江市は平成12年度までに計画1日最大給水量2万トンの水を供給すべき第3次拡張事業と第3次拡張事業の第1次変更によって、施設の拡大を実施してきました。さらに、ことし11月20日の全員協議会に示された寒河江市水道施設整備計画の第4次拡張事業として、計画目標年次を平成26年度までとし、目標年次の計画給水人口を4万6,400人、計画給水量は1日平均給水量2万トン、1日最大給水量は2万4,700トンと4,700トンも上回る予測目標を定めました。

この拡張事業の財政計画では、施設能力の増強に48億8,600万円を含む総事業費79億1,700万円の事業計画が示されました。しかし、現実の寒河江市全体の給水量からは、このような増加の推定は考えられにくい状況になっております。

例えば平成2年度から11年までの実績からでは、10年間の1日最大給水量の平均は1万9,830tで、ほぼ横ばい状況になっています。もう少し細かく見ると、昭和50年代には年々増加を続けてきた給水量も、平成2年をピークにして、その後むしろ減少傾向になっています。ただし、平成12年度については別枠で検討すべきだと思います。

そもそも1日最大給水量という数値は、1年のうちの最大の1日の給水量を見ているだけであり、水需要の急騰する夏場などに一時的にあらわれる現象であります。この数量のために村広水からの受水拡大や施設能力を拡大することは、給水を受けている市民に新たな受益者負担が必ずでできます。村広水は平成12年度から60億もの膨大な余剰金を受水費の引き下げに充て、トン当たり30円もの値下げを行いました。市はこの値下げ分を第4次拡張事業に充てると表明しております。

しかし、この値下げ分は、私どもを含め多くの関係者の努力で実現したものであり、その活用については、市民的合意を得る必要があると考えます。

また、第4次拡張事業については、将来的にある一定の必要水量の確保と拡張事業も必要であります。ただもう少し現実的な数量と別の工夫をすることによって、必要以上の負担が解消されるのではないかと考えます。

このことについて、以下市長に質問いたします。

第4次拡張事業計画によれば、将来の水需要量に的確に対応し、安定供給を図るなどの理由で、平成16年4月から新たに1日平均給水量1,700トンを受水団体間の調整で村広水から受水する計画になっています。これまでの村広水からの受水量を加えることで、1日平均給水量の合計が1万1,756トンとなり、自己水源との対比では47.6%となり、村広水からの受水量が拡大することになります。

また、使用料金の基準となる責任水量が約8,230トンになり、新たな責任水量を約1,200トンも拡大することで、必要以上に村広水からの受水量をふやすか、割高な使用料金を負担するかになります。

前にも述べましたが、年1回、1日の最大給水量に対応するために、村広水からの受水量を増加することは、結果として受水料金の負担増につながります。このことは、各自治体の水道料金表からも、受水量の比重が高いほど水道料金を支払っているという状況を伺うことができます。

逆に、自己水源を持っている自治体では、割安な料金となっているのが実態であります。寒河江市の水道料金は、県内では高い方から5番目となっており、もっと本来の自己水源から給水する努力と料金の抑制に努力すべ

きだと考えます。これらの努力をした上で、村広水からの受水計画を立てるのが本来の姿と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、村広水からの受水料金引き下げに伴う生活困窮者及び零細業者への還元について伺います。

さきにも申したように、県企業局は平成12年度に村広水の市町村に対する供給単価である基本料金、トン当たり従来の79円から57円に、使用料金が28円から20円に引き下げを実施しました。このことによって、県内13市中、トン当たりの料金の低い方から2番目だった山形市が、すぐに料金引き下げを実施し、市民に還元しています。

そのほか、ことし9月からは新庄市も引き下げを実施しました。寒河江市は、これから先も料金を据え置きして、差益分年間約1億円を一方的に寒河江市水道施設整備計画の第4次拡張事業に充てていくとしています。

私たちは、周辺は大変恵まれた水源が豊富にあるにもかかわらず、山形県民は47都道府県で最も高い水道料金を払っております。ちなみに、平成11年4月現在の家庭用料金は口径13ミリで10トン当たり税込みで県平均が2,104円で、全国平均は1,463円と1.4倍に達しています。反対に、水道料金が安いのは、神奈川県720円、山梨県の826円、東京都876円となっています。

現在、寒河江市の水道料金は2,520円で、県平均を416円も上回っており、さらに全国平均との比較では1,057円もの格差があり、市民は異常に高い水道料金を払ってきました。

今回の財政計画では、平成26年まで現行料金の見直しは必要ないとしています。市民はこれから先13年もの間、高負担を余儀なくされます。現在、市民に過重な負担をさせないために、一般会計から水道会計に繰り入れを行っている自治体が増加しています。埼玉県では20市町村が一般会計から繰り入れを実施し、水道料金の軽減を図る努力をしています。こうした取り組みについて、市長の見解を伺いたいと思います。

また、受水料金が値下げになったことを知る多くの市民及び零細業者は、今か今かと還元を待ち望んでいる状況にあります。市民生活を送るための水、零細業者、特に食品加工品などの製造に欠かすことのできない水は、経済性のみが強調されているのが現在の水道事業の実態であります。

地方公営企業法第3条の経営の基本原則では、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進しようとするように運営されなければならない」と規定されています。このことから、少しでも生活困窮者への生活支援と、零細業者への救済を含め支援すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、配水管網（鉛管解消）整備について伺います。

鉛管が水道管として使われてきた歴史は古く、昭和3年に日本標準規格で水道用鉛管として規格化して以来、水道の普及と同時に、全国各地で使用されてきました。

開発以後、急激に普及した要因は、これまでの鉄管と違い、管内にさびが発生しないことや、柔軟性があり、大変施工しやすさにありました。しかし、ことしの5月の新聞報道で、水道管から有害な鉛が溶け出すおそれがあると指摘されたことで、国民は鉛管使用に疑問と大変な不安を抱えております。

現在、寒河江市の鉛管布設状況は、配水管が14カ所、延長86メートルとなっています。また、配水管から止水栓まで約3,500件となっています。そのほか、給水管の個人所有分が約7,243件が対象になっています。

今回の鉛管解消対策については、配水管は今年度を含め14年度中にすべてを入れかえが完了する予定になっています。配水管から止水栓までの部分、約3,500件については、平成22年度から鉛管の入れかえを実施しようとしています。また、個人所有分である止水栓から蛇口までの部分については、全く計画も対策もありません。

本来、水道事業は水質基準に合った水を供給するという、水道法の義務を果たすべき責任があります。今回のように、市民の健康に有害な物質があれば、数値が微量であっても安全性に欠ける状況であり、事業を前倒ししても手だてをとるのが水道事業者の責務と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

また、止水栓から宅地内の個人所有管についての具体的な対策が示されていませんが、これらも事業者の責任で早期に対策をとるべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号13番、除排雪支援事業について伺います。

昨日の安孫子市美夫議員から、除排雪について質問がなされ、また一定の答弁もいただいていますので、一部割愛をし、質問いたします。

昨年度は年明けから記録的な大雪に見舞われ、県では1981年以来の豪雪災害対策連絡本部を設置しました。設置後も、人的被害や建物被害、農林被害がとどまることなくふえ続けました。人的被害では、その多くは雪おろし中の事故が6割と、除雪作業などによる転倒などです。その犠牲になったのが高齢者で、死傷者数の半数近くを占めている状況と聞いています。こうした状況を思うと、冬の異常な大雪への認識を新たにする必要があります。

そこで、市長に伺います。

寒河江市の除排雪システムが確立されていますが、異常気象などの影響も含め、雪に対する市民感情が一段と複雑化しております。また、高齢化による高齢者世帯が年々ふえ続けている状況の中で、豪雪の際に除雪や排雪、ましてや雪おろしなどの作業が満足にできない世帯がふえ続けています。

自分の住宅の雪おろしや通路の除排雪を業者に依頼すれば、高額な負担となり、生活が脅かされることから、倒壊の危険があっても、手をかけずに住んでいる状況であります。

このような深刻な問題が今各地で起きています。こうした問題の改善策として、他市では狭隘道路などの除排雪支援事業と高齢者世帯の除雪、雪おろしや玄関前の除雪などを含め、住民支援事業を行っている市町村が多くなってきています。

寒河江市においても、小型除雪機や軽ダンプなどを導入し、冬季間の狭隘道路の除排雪支援と高齢者世帯や障害者への除排雪の支援を図る生活支援事業を検討すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、水道事業からでございます。

水道は現代社会における基礎的なライフラインとして、その機能を確保するために、日ごろから十分な安全対策を講じる必要があることから、近年は特に水質管理の強化、湯水や震災に備えた施設水準の向上、老朽化施設の更新などが全国レベルで重要な課題となっております。

本市のこれまでの水道施設等の整備状況の概略をちょっと申し上げますと、御案内かと思いますが、第1次拡張事業は、町村合併により寒河江市が誕生し、行政区域の拡大に対応するため、市中心部から周辺部への給水を目的にしたもので、昭和31年には長岡山に現在の鉄筋コンクリートづくりの配水池が完成し、昭和27年から進めていた配水管布設工事等で給水可能戸数が3,240戸になったものでございまして、昭和45年から48年までは全市水道化をテーマに普及率92%を目指し、自己水源の確保など第2次拡張工事として整備を図ったものでございました。

第3次拡張事業は、主に村山広域水道からの受水体制を整えるための施設整備などに昭和54年から着手いたしまして、平成元年に浄水方法の変更などの第1次変更を経まして、また平成2年から12年までは石綿管更新事業に対応しながら現在に至っているところでございます。

このような経過を踏まえまして、このたびの第4次拡張事業計画を策定しているところでございます。

まず初めに、受水量の妥当性についての御質問がございました。この前開催されました全員協議会の資料等々にもあるわけでございますけれども、行政人口、それから給水区域内人口、各使用水量等につきましては、平成2年度から平成11年度の実績というものをベースにいたしまして、年平均増減率など相関関係の最も高い推計値及び各種事業の聞き取り等により予測したものでございます。

まず、目標でございますけれども、御案内のように目標年度を平成26年度に設定いたしております。計画給水人口を4万6,400人、計画1日最大給水量を現行の1日当たり2万立方メートルから、1日当たり2万4,700立方メートルに設定したことによりまして、最終的に1日当たり4,700立方メートルが増量となるわけでございます。

本計画における自己水源の考え方を申し上げますと、本市の井戸は全部で8本であります。計画取水量を決めるに当たっては、水道施設設計指針によりまして、適性揚水量は限界揚水量の70%以下が望ましいとなっておりますが、本計画では能力の90%を採用いたしまして、自己水源の最大限の活用を考慮したものになっております。

また、この第4次の計画におきましては、限界取水能力は平成11年度実績の限界取水量1万4,393立方メートル設定、これの90%、1万2,944立方メートルを計画取水量と設定するということとなります。

今回計画の1日最大給水量は2万4,700立方メートルでありますから、既に認可を受けておりますところの2万立方メートルより4,700立方メートルの増量になります。それを自己水源の3,000立方メートルと、それから村山広域水道で1,700立方メートルを合わせまして計画いたしまして、このように自己水源の能力を最大限稼働した取水量となっているということが言えるわけでございます。

また、1日最大給水量でございますが、近年の実績を見ますと、平成12年度の1日最大給水量というのはピークでございますが、これは2万2,894立方メートルでございますし、平成13年度の10月までには2万2,648立方メートルとなっております。水需要の多いときには月に数日間が2万立方メートルを超えている現状でございます。

水道事業を預かる者としたしましては、常時安定的に水を供給しなければなりません。天候等の自然的要因などで予測困難な要素もありますが、より綿密で安全性を踏まえた予測を行いながら、それらに対応するものでな

ければならないと考えているところでございます。

次に、水道料金についてお答えいたします。

水道料金を比較する場合には、通常2つの指標が用いられております。一つは、家庭用水量の口径13ミリメートルの1カ月当たりの比較でございます。もう一つの指標は、年間総有収水量と給水収益による供給単価の比較でございます。

寒河江市の水道料金については、10立方メートル当たりの水準は御指摘のとりの金額でございますが、全国の一般家庭の月平均使用量の平均26立方メートル当たりでは、県内13市中第7位となっております。また、同じく県内の一般家庭での月平均使用量22立方メートル比較におきましても7位となっております。

一方、年間総有収水量と給水収益の割合である1立方メートル当たりの供給単価では、11位となっております。

平成12年度におきまして、御案内のように村山広域水道の受水料金の引き下げがあったわけでございますが、本市では約1億円の受水費の減となっております。

剰余金が見込まれますが、さきの全員協議会でもお示しましたように、この増加する分というものを含めた剰余金というものを第4次拡張事業に伴う事業費の財源と計画しております。このことから、この間料金の見直しを行わないとする財政計画を可能としたいとの観点からでございます。

御質問にありました料金の還元を行った場合は、第4次拡張事業におけるところの財源が還元分不足することになりまして、企業会計上、不足分は基本的には料金の改定によって賄うことにならざるを得ないと考えるところでございます。

また、水道料金の軽減のための一般会計からの繰り入れについてはどうかということもございましたが、公営企業は公共性と経済性を発揮しつつ、経営については独立採算性を維持することを基本原則としております。

一般会計からの繰り出しについては、地方公営企業法によりまして、種類と目的などが示されており、料金対策としては、高料金対策として一般会計からの繰り出しの制度が設けられております。この制度は資本費及び給水原価が一定の基準値以上にあることが条件であり、国からの交付税措置と一般会計からの加算により補助金を受けられるものでありますが、現在寒河江市では基準を大きく下回っており、制度に該当しないことから、一般会計からの繰り出しは行っていないところでございます。

このように一般会計よりの繰り出しには一定の基準が設定されており、繰り出しの趣旨に照らして可能かどうかを検討する必要があるわけでございますが、本市では料金軽減のための一般会計からの繰り出しについては厳しいと考えておるところでございます。

次に、料金の還元の問題でございます。

御存じのように、水道事業では総費用を基本に水道料金が設定されておりますが、料金設定は国の認可を受けなければならないと、水道法第13条第4項第2号に「料金が定率または定額で明確に定められていること」と規定され、また同じく第4号に「特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと」とされております。

しかしながら、寒河江市水道給水条例第35条では「公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他費用を軽減または免除することができる」と規定し、救済措置を設けております。

この具体的内容として、現在宅地内給水管における漏水について、要件を満たした場合に、一部減免を行っているところでございますが、これらの減免分の水量は無収入の水となり、減免した金額の不足分は他の使用者に対して負担がかかることになるわけでございます。

御質問の村広水の受水料金引き下げに伴う生活困窮者及び零細業者への還元については、現行制度及び企業会計の原則から、困難であると考えているところでございます。

次に、鉛管についての質問がございました。

本市の鉛給水管、個人所有管でございますが、この布設状況は、現在の調査結果では給水装置総件数1万

5,615件のうち、御指摘のとおり 7,243件、46.4%となっております。総延長といたしましては3万 2,053メートルでございます。その内訳としましては、配水管から止水栓までは2万 2,724メートル、率にしまして 70.9%、そして止水栓から宅地内までは 7,329メートル、29.1%となっております。

給水管を布設した時期は、昭和46年から昭和60年ころまでの間でございます。昭和61年からはポリエチレン管や鋼管を使用しており、鉛管の使用はありませんでした。

鉛管を使用している配水管については、今年度から配水管の入れかえ工事を実施しており、平成14年度中には配水管としてのすべての鉛管を入れかえる工事を計画しておるところでございます。

それから、鉛管解消対策事業の前倒しというようなこともございましたが、当面は重要な水道施設整備であるところの第4次拡張事業に多大な事業費が必要となるため、財政計画では補てん財源の充当の見通しを過ぎた平成22年度より鉛管解消対策事業を行うとしておることを御理解願いたいと思っております。これは給水管事業の方でございます。

また、日本水道協会の鉛問題対策特別調査委員会の報告によりますと、水道事業者が鉛管の布設がえが完了するまでには、かなりの期間が必要となるため、暫定対策として飲用注意指導等の広報活動が重要な基本施策との報告がなされております。

国からの通知においても、鉛溶出が問題となるのは開栓の初期水であり、またその他の衛生面でも、開栓初期の水を飲用以外の用途に用いることが望ましく、その旨広報活動を行うこととされております。

このことから、鉛管を使用されていても、通常での使用状態では問題がなく、水道水が鉛管内に長時間滞留しますと、水中の鉛濃度を上昇させることとなります。

本市におきましても、朝一番の水や旅行などで長期間留守などであった後の水道水は、念のためバケツ1杯程度の水量を飲用以外に使用していただくための広報活動をこれからも行ってまいりたいと思っております。

それから、公道部分における鉛管の布設がえは、従前のとおり配水管入れかえ工事、漏水管修繕工事や側溝整備工事などの関連工事で行うことにしております。平成26年度までの期間内で全体の約40%に当たるところの2,300件の布設がえ工事を随時行ってまいりつもりでございます。

それから、平成22年度からの鉛管解消事業の工事の対象範囲は、配水管分岐箇所から宅地内第1止水栓まで、いわゆる公道部と言われるところとしておるわけでございまして、これらの事業を実施することによりまして、事業期間内において公道部におけるすべての鉛給水管が解消されるものと考えております。

次に、止水栓から宅地内の個人所有管対策でございますが、現行法では給水装置は私有財産でございます。その管理は、給水装置所有者にあることが鉛管解消を困難にしておるところの最大の問題点でもございます。

配水管から分岐された給水管、鉛管は、すべて個人の所有者が善良な管理義務を負うところでございますが、公道部分に埋設されている鉛管をその所有者が管理することは、現実的に困難なため、多くの事業者では公道部分において給水管漏水修繕工事を行っているように、水道事業者の本管維持管理業務の一環と限定しまして、鉛管解消を行っているのが現状でございます。

水道事業経営の基本から考えますと、鉛管を使用していない家庭もあることから、公平性、妥当性を考慮しますと、配水管から止水栓までの入れかえとすることが限界でありまして、止水栓から宅地内につきましては、その所用者の管理範囲と考えておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。そのため、止水栓から宅地内で鉛管を使用している方には、全国の多くの水道事業者が行っているように、住宅の増改築時に鉛管の入れかえを考慮いただくとともに、飲用注意指導の広報活動を行ってまいります。

次に、除排雪の問題につきましてお答えいたします。

御案内のように、昨日も除排雪について答弁申し上げたところでございますが、車道の除雪とともに、当然ながら歩道の除雪につきましても行っておるわけでございまして、昨年度の歩道除雪の延長は21キロメートルで、小型ロータリー車6台で除雪を行い、歩行者の安全確保に万全を期してまいりました。

今年度におきましても、先般ロータリー除雪車1台を増強しまして、除雪体制を整えたところでございます。また、御承知のように、本市には私道を含め行きどまりの道路、いわゆる袋小路や幅員の狭い道路など、生活道路が数多く存在しておりまして、除雪作業におきましても高度な運転技術を要して作業を行っております。

狭隘な生活道路にも支援する手だてはないかというようなお話でございますけれども、生活道路、狭隘道路、特に私道の除雪につきましては、市民の作業負担を少しでも軽くするために、これまでも私道除雪申請書に基づきまして、市道の除雪終了後においてでございますが、対応することとしております。しかしながら、豪雪時は市道の交通確保に多くの時間を要することとなり、なかなか要望の時間どおりとはいかない実態にもございます。

昨日の答弁でも申し上げましたように、排雪となりますと、宅地内の雪も含まれる場合が多いこと、また私道という点から慎重な検討を要することや、除雪車の幅員などの技術的な課題も生じてまいります。雪のかき出しや積み込み、搬出、運搬などの作業の分担、負担のお話をした上で排雪の対応をしていただいております。加えて、近くに雪置き場の確保をすることが効果的でございます。地域の積極的な協力体制が必要と思っております。

今後におきましても、まずはロータリー車などを配しながら、幅出しに努めてまいります。排雪につきましては、これまでと同様の考え方をお願いしたいと思っております。

次に、高齢者世帯の除排雪支援についてでございますが、道路や歩道などの除雪の際に、除雪作業により入り口前の雪など、個別的配慮は運転の操作上からも困難でありまして、御理解をいただいているところでございます。

しかし、急速に高齢化社会が進展する中、高齢者世帯への除排雪支援の必要性は認識しており、本市においてもこれまで除雪費支給事業等の支援策を講じてまいったところでありますが、老人クラブ等団体の活用やら、あるいは町内会、さらに民生委員を含めた地域での取り組みなど、今後除排雪の支援方法のあり方について検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員。

松田 孝議員 御答弁ありがとうございました。

早速第2問に入らせていただきたいと思います。

最初に、第4次の拡張事業についてなんですけれども、この基本的な資料は私ども全員協議会の中でいただいて、これを結果的にいろいろな参考資料としてきたんですけれども、実際この予測表ですね、平成12年度から実際になっておりますけれども、この予測表は平成2年度から、市長は先ほど答弁あったとおり、11年までのほぼ実績に値する数字をここに当てはめたということを言っていましたけれども、実際に平成12年度、これは私どももらったのは11月ですから、決算が出ている状態で、なぜここに実績としてあらわさなかったのか、この辺がちょっと不明な点があります。大分数字的に10年間の平均ともまた違うし、実績がまるっきり違った形で出てきております。これは何か意図的に考えがあって数字を出したのか、この辺を具体的にお聞きしたいと思っております。

それから、1日最大給水量の問題なんですけれども、この求め方として今回提示された内容は、自己水源を90%見込んで実績を予測していくんだということなんですけれども、実際に最大というのは年1回か2回ある程度で、それを求めるに、やはり自己水源を100%活用しても私は大丈夫じゃないかという感じはします。

というのは、12年度の決算数字を見ますと、1日最大水量が2万2,894トンなんですけれども、村広水からのこれまでの受水量ですと1万56トンになります。ですから、自己水源は12年度で1万2,838トンですから、これは90%使っても1万2,954トンで、大体計算では116トンぐらいオーバーするんですね。それで100%自己水源を活用すれば1,555トンぐらいオーバーするような数字が出てきます。

ですから、こうしてみると最大給水量というのは、やはり安全率を考えれば、必ずしもこれぐらいまでは求めていかなければならない問題かと私も思います。ですけれども、この最大給水量を求めるのに、自己水源を100%見て、もし足りなかった場合、これは受水団体のいろいろな調整で幾らでもできるんじゃないかと私は思います。話し合いの中でね。

今回の平成16年度からの受水量に対して、受水団体の調整で1,700トンを求めたということになっておりますけれども、ですから万が一寒河江市が不足した場合でも、そういうふうにして話し合いで幾らか調整して、少なかった場合にはそういうところから、ほかの団体からもらい受けるような制度にできるのではないかと私は思います。

ですから、この求め方に対して自己水源を100%と仮定して求めるのが私は正しいやり方ではないかと思っておりますので、この辺市長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、この財政計画書を見ますと、いろいろ水道費の維持管理費用とか、建設改良事業などのこういった詳細な内容が私どもに全然示されてなくて、判断しようがないんですね、私の個人としては。ですから、この辺ももう少し詳しく本來說明を受ければ、まだまだ節約できる面があるのではないかと私は思っております。ですから、この辺ももう少し具体的な資料を今後出していただきたいと思いますと思っております。

今回、自己水源と村広水からの受水費と井戸水を掘った場合の貸借表なんかも、私どもいただいたんですけれども、これにはほとんど細かい詳細がなくて、村広水からの受水料金などはきちっと出ております。しかし、これに対して工事費とか、いろいろな設備、維持管理費なんかはほとんど示されてない。そして、5億2,700万ですか、こういう数字が出ております。

そして、井戸水との比較なので、この井戸の場合ですと、工事費から維持費からすべて網羅されて11億ぐらいの数字が出ているんですね。ほぼ倍の数字が出ているんですけれども、これも具体的に細かい数字がなくて、比較しようがないんですね、実際は。

井戸水を掘れば、ある程度の金額はかかるとは思うんですけども、これは基準として試掘した場合、100メートル基準にしてあるんでしょうけれども、これが実際は本当に100メートル必要なかどうかという私どもも疑問を持っていることなんです。

今、寒河江川の流域であれば、30メートルぐらい、下手すれば50メートルぐらい掘ればいい水が出るというような業者の方も話をしております。でも、実際計画では100メートル試掘を2本ぐらい掘ってしていくような方向で、この計画書を作成するに地元の業者でなく、仙台あたりの業者に委託している、そういう問題もあって、実際の寒河江の環境をよく知らないで計画しているような経過ではないかと私は思っておりますけれども、この辺も市長はどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

それから、水道料金の問題ですけれども、非常に細かく先ほど市長から説明ありましたが、実際に県内で20立方メートルぐらい使って大体7番目ぐらいということで説明があったんですけども、今、生活困窮者が一番利用している水量というのは、大体10立方メートルぐらいが平均かなと私は思います。

ですから、これが実際は県内でも2番目の数字になっていたんですね、高い方から。でも、この数字は県内だけの比較であって、全国水準から見れば、山形県は本当に日本一高い水道料金になっているんです。ですから、県内で何番目とか比較ではなくて、やはり全国のレベルからすれば、まだまだ料金を下げるのが本来の姿ではないかと思えます。

寒河江市の場合は、10立方あたりの方が村山市に次いで寒河江市が一番高い料金になっているんです。ですから、この辺をもう少し低所得者に対応した料金体系、寒河江市は使えば使うほど大口需要者にとっては格安な料金だと料金表を見ればわかります。しかし、一番末端にいる人、本当に一番困っている人がいる10立方メートルあたりに単価を全国的に標準を合わせているものですから、この辺をもう少し考え直して、福祉料金的な制度とか、あるいは零細業者に対しての救済のために割安な料金を設定するとか、そういうのが私は可能だと思います。

これは公平性からいって、無理な点をいろいろ市長は並べますけれども、実際はこうして制度の中で変えていけば、幾らでもできるのではないかと思います。

そして、平成16年度から工業団地などの給水量を増量する計画もありますけれども、実際にこの4拡に当たっては、そういう工業団地等の負担もかなりふえてくるわけですから、こういう工場とか営業に対して、もう少し基本料金を上げるとか、そういうふうに対応すれば、ある程度福祉料金的なものもこの範囲内で設定できるのではないかと思いますけれども、この辺について市長の見解を伺いたいと思います。

そして、この水道料金の比較表ということで私どもももらいましたけれども、これに載っているのは10市ぐらいですね。そして、一番割安な米沢市とか山形市、鶴岡市あたりがほとんど載っていない。それで平均というか、寒河江市が今のところ7番目にいるというのは、ちょっと語弊があるんじゃないかと私は思います。ですから、もう少し低所得者に対して制度を改革していくような方向性を市単独で実施していただきたいと思えます。

それから、鉛管の問題なんですけれども、まず一応重要事業が完了した時期を見て、この鉛管の入れかえを実施するという事を市長は言ってますけれども、実際これは健康を害するような鉛が含まれている水道ですから、これはやはり市民の健康を考えれば、すぐにでも本当は対策を講じるべき姿ではないかなと私は思います。これを先送りして、WHOの基準に合った基準だから、もう大丈夫なんだという考えを捨てて、やはりある程度有害なものを含んでいるということを市民にもまだ広報活動もやっていない状況かと私は思います。それすらやらないで、事業も先延ばし、全く市民の健康に対する意識が非常に薄い感じがします。

そして、やはり配水管など肝心なめの市所有分というか、管理のもとの中で、それはある程度実施しようとしてますけれども、実際個人所有の分については、この水道装置の規程にあるわけですから、規程にのっとって業者は個人宅の所有分も器具とか鉛管なんかもきちっと規程の制度の中で設備をしているわけですから、実際これは行政は個人の所有物だから私どもには関係ないみたいな答弁でしたけれども、これは規程にのっとって業者は整備しているし、それにのっとって整備なされたということで、市民は安心感を持っているわけです。

ですから、市の規程に基づいたものですから、当然としてこれは市のある程度の対策を講じる義務があると私は思いますけれども、この辺も実際ほかの団体ともいろいろ協議しているようでありますけれども、独自でも補助を出してでも、ある程度やるべきことではないかなと思いますけれども、この辺について市長の考え方を再度お聞きしたいと思います。

除雪に関してなんですけれども、この間各議員からもいろいろな提案もなされ、結果的にいい方向に進むんじゃないかと私は思ってますけれども、ただ今現状を見ますと、高齢者が非常に多くなってきており、本当にその道路を通ただけで、ここは老人世帯だかどうかというのがはっきりわかるような状況に今なっております。

というのは、やはり玄関前が除雪になっていなかったり、ガス施設の除雪とか、屋根の雪おろしがなくなってなかったり、そういうところが昨年度は非常に多くありました。そのために、昨年度は県の指導で民生委員の方が各家庭に回っている指導して、ひとり暮らしの老人等の除雪支給事業を対象にしてどんどん進めた経過があります。ですから、やはりいろいろな形で回れば、それなりの対象者がどんどん出てくるような状況になっております。

この間、この支給事業の状況を見ますと、平成8年あたりが12人ぐらいだったんですね。そして、9年で82人、10年では10人、11年では36人、12年度、昨年度は200人になっているんです。ですから、これは民生委員の方が非常にきめ細かく行政も指導をしたんでしょうけれども、回ってくれて、いろいろな対策をとってくれたことによって、これだけの人数が出ております。ですから、それ以上に昨年度はひとり暮らしを対象に見たと思うんですけれども、老人世帯がそれ以上に今多くなっております。ですから、この200という数字がまだまだふえていく可能性があります。

それで、結局お金をもらっても、なかなか業者を頼むとか、そういうのが非常に苦手な人もいるし、全然どの業者をお願いしたらいいかどうか、ちょっとわからないという、いろいろな心配している人が多くあります。

それで、西川町なんかは森林組合に全部事業をあっせんしたりして、人を派遣して除排雪をやっております。ですから、もう少し具体的にこの辺の取り組みをきめ細かくしていくべきではないかと私は思います。

今年度から新庄市が雪に対する対策事業を始めました。新庄市は比較的豪雪地帯で、融雪溝からいろいろな取り組みをなさっていますけれども、それでも実際市民からのいろいろな要望に対応し切れない。そういうことで、やはりもう少しきめ細かな事業を進めるために、今回9月の議会で可決された事業があります。

これは歩行式の除雪機、今家庭に出回っております除雪機、これを3台導入して、そして小型ダンプを3台用意して、人員もある程度公募式にしてやって、内容的に見ると、実際制度がスタートするのはこれからなんでしょうけれども、非常にきめ細かな施策になっております。

ですから、寒河江市も高齢者向けにこうした取り組みも必要ではないかと思っております。この辺について考え方を、もう少し市長の細かい部分に対して、本当に困った人に対しての施策をどう考えているのかお聞きして、第2問を終わりたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 実績と概要書の違いは数字的にありますというような話でございましたけれども、私の方ではなるべく新しい.....概要書というのはつくってから大分なるわけでございますし、作成して全員協議会に諮るまでも大分時間がかかっておるわけでございますし、ですけれども、現在の状況でなるべく新しい情報でお話申し上げたいというようなことから言っているわけでございますし、何か意図的に故意に数字を隠しておったものというようなお話でございますと、そういうことは毛頭ございません。

それから、井戸でございますけれども、100%揚げてどうだと、揚水してということでございますけれども、先ほど答弁申し上げましたように通常は70%、それを90%に上げて、これもぎりぎりでございますし、井戸の水を90%というのはぎりぎり、これ以上というのは無理の段階でございますし、井戸でございますから、いろいろ寒河江は伏流水等がありまして、非常に潤滑に流れている方ですから、何とか90%にできるんだろうと思っ

ているわけでございますし、普通ならば70%でございますから、先ほど申し上げたとおりでございますから、そういうことを御理解いただきたいと思っております。

それから、財政資料と言いましたけれども、これはこの前の全員協議会のお渡ししましたところの概要の中には入っておると思っておりますが、その辺で十分御理解いただけるのじゃないかなと思っております。

それから、専門家の意見を聞いてという、やはり専門家に委託して調査してもらっているわけでございますし、これは全国の多分そういう調査関係の方だろうと思っておりますけれども、そういう専門家に委託しておるわけでございますから、地元でなければだめだとか、こういうものではないと私は思っております。

それから、1日平均の使用量と、それに合うところの料金というような話でございましたが、先ほど申し上げましたように、25立方では7番目でございますし、そして全国で平均で使うのも、使用量も26立方でございますし、ですからその辺のところと比較するのが妥当だと思っておるわけでございますし、全国平均の使用量が26立方メートルだということでございますので、その辺の他市との比較では7番目、県の中の市では中位ということをお知らせしておるわけでございますし、確かに議員がおっしゃるように、10立方メートルの方から見れば2位の位置にはなっておりますけれども、平均使用量の中では中位なんだということをお知らせしております。

それから、鉛のことでございますが、これもまた先送りしたとか何とかおっしゃられましたけれども、特にそういう意図というのは毛頭ございません。

鉛の問題でございますけれども、鉛というのは食べ物などの他のものからも摂取があるようでございまして、日本人の血中濃度は先進諸国の中でも最も低いレベルと言われておるようでございまして、また健康障害につきましても、鉛の濃度が高くなると、神経関係とか、貧血とか、頭痛、食欲不振というようなことには影響する。それから、特に慢性毒性というようなことがございまして、これは乳幼児、6歳までの子供とか、胎児とか、妊婦とか、そういうのが感受性が高いようでございまして、長期的に多量摂取しますと、子供の視聴覚とかが低くなるんだということが一般的に言われておるようでございます。

この鉛の濃度につきましては、世界保健機構(WHO)では、1リットル当たり0.01ミリグラムと定められておるようでございますけれども、日本では平成3年までは1リットル当たり0.1ミリグラム以下と定めておたようでございますが、平成4年度の水質基準改正からは、1リットル当たり0.05ミリグラムというふうに定めておるわけでございますし、これは毎日飲んでも日本人の健康に問題ない基準として国が定めたものだということが言われております。

ただ、鉛というものは体内に蓄積性も持っておるんだというようなことでございまして、長期的により安全性を高めるといふような観点からいきますと、できるだけ水道水も少なくしていった方がいいということでございます。

平成4年度からはおおむね10年後、平成15年には1リットル当たり0.01ミリグラム以下というような通知が出

されておるようでございまして、そんなことで先ほど申し上げましたような措置を講ずるならば、必ずしも健康を害するということはないと思っております。

それから、鉛管を使ったのは市の責任だみたいに言われますけれども、当時は問題はなかったんでしょうけれども、ですからこれは何も寒河江市だけでやっておったわけじゃございません。そういう意味で、今鉛管を使用している、当時から鉛管を使用していない家庭もありますし、使用した家庭もあるわけでございますから、先ほど第1問でも申し上げましたように、入れかえというようなことになると、使用していない方との公平性、妥当性というようなことも考えあわせれば、これは所有者の管理範囲だと考えざるを得ないということでございます。

それから、除排雪でございますけれども、確かに議員がおっしゃるように、去年は特になんですけれども、高齢者の雪おろしの補助申請というのが非常にふえてきたということございまして、これは趣旨が徹底したということもございましょうし、あるいは隣近所がお年寄りの家庭を心配して、こういう方法もあるからどうですかというようなこと、あるいは民生委員とか、老人クラブとか、こういう方々のお力添えのたまものだなと思っておるわけでございます。

そういう中で、先ほども答弁申し上げましたように、連帯感の中でうまく老人クラブ、あるいは民生委員、あるいは町内会長さんとか、いろいろな方々のお手伝いをちょうだいしまして、現在あるところの制度というようなものをうまく活用して、あるいは相互扶助の精神を持って、お互い入り口までの雪はきとかいうようなことにやってもらうとか、あるいはシルバー人材センターとか、あるいはまた一般の業者の方をあっせんするとか、そんな方法を使っていたらというふうに思っておるわけでございます。その辺の仕組みにつきましても、なお十分市といたしましても、福祉のサイド、あるいは土木のサイドから検討してまいろうかなと思っておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 今、話のありました給水量の予測表についてですけれども、前回の昭和62年からの資料を見ますと、これは実績からスタートしている形になっております。でも、今回はなぜこうした実績からスタートしなかったのか、非常に不明でありますけれども、この辺私も納得されないようなんですけれども。

それで、この予測表を見ますと、平成16年から1,700トンの受水計画が村広水から拡大するような状況になっておりますけれども、ほとんどが主が工業団地向けというか、工場とか営業関係に数字が振り向けされておりますけれども、実際平成16年をめどに今の工業団地に配置される水使用するような業種が張りつくような状況になっているのか、その辺具体的なものがあればお示し願いたいと思っております。

約1,000トンぐらい工業系に振り向けになっているんですね。大体6割ぐらい工業関係の事業に充てるような計画がなされております。この辺、実際本当に必要なものなのか、見通しがあるのかどうか、具体的にお聞きしたいと思います。

先ほどから私も言ってますけれども、水道料金体系で一番困っている人の状況を市長はどう見ているのか、ちょっと今回答がなかったんですけれども、この辺の見方によっては、幾らでも考え方によって、市長自身の判断で料金体系を変えることができるのではないかと考えておりますけれども、この辺について再度市長から答弁をお願いしたいと思います。

非常に生活困窮者が今こういう不景気の中、多くなってきておりますので、この辺やはり福祉的な形で予算化というか、制度を見直しをする時期に来ているのではないかと私は思っております。

先ほどから何回も市長は繰り返して25立方メートル以上を対象にしているということで比較をしますけれども、実際全国平均でもこれだけ山形県は高いんですから、そこをもう少し見据えて検討をお願いしたいと思います。

それから、鉛管使用については、やはり大分私どもと見解が違うようなんですけれども、実際健康を考えれば、私どもは安全優先に考えていくべきだと考えているんですけれども、市長は何となく重要事業を終わらせてからということで第1問にも答えてますけれども、この辺ももう少し慎重な見方で検討していただきたいと思っております。

それから、除排雪についても、高齢化に向けて新たな施策として、今後やはり町会長あるいは民生委員の方のいろいろな助言をいただいて、いい制度に考えていっていただきたいなと思っております。そして、今年度から始まる新庄市あたりの実績を見て、評価を見てどう判断するか、その辺の結果も含めた形で今後検討していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 使用量といいますか、水の供給量がふえるというようなことは、前にも申し上げましたように、工場がふえるということも当然でございますけれども、やはり人口がふえるというようなことが見られるわけでございまして、人口がふえる、あるいは下水道の普及というものによって下水道に対するところの水も量がふえてくるということでございまして、必ずしも工業用水だけだというようなことにはならないわけでございます。

工業用水にしましても、既存の企業というのもあるわけでございまして、いわゆる水を非常にたくさん使うところの飲料関係のものもございまして、あるいは食物関係の工場もございまして、あるいはまた新たに今度工業団地に何社か入ってくるということになりますと、その分もやはりふえてくるという要因になるわけでございまして、あるいは農園関係とか、こういう関係もふえてくるわけでございまして、ただ単に工業団地の企業だからというだけではないんだということを御理解いただきたいものだと思っております。

それから、何回もおっしゃられました除雪の関係、特に高齢者、ひとり暮らし老人世帯、こういう方のことにつきましては、先ほども答弁申し上げましたように、お互いの連帯感とかこういうものを存分に市民のお力で生かしてもらおうということと、それに寒河江市として、行政としましてもどういふふうに入っていくかというようなことも、これも今後十分検討させていただきたいと思っております。そういう際に除雪機械がどうのということが出てくるとか、あるいはこないかもわかりませんが、そういうことも十分検討させていただきたいと思っております。

遠藤聖作議員の質問

佐藤 清議長 通告番号14番、15番、16番について、22番遠藤聖作議員。

〔22番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は日本共産党と質問事項にかかわる多くの市民を代表して、以下通告番号に従って市長に質問をいたします。

最初に、牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病、英語で略しますとBSEと言うそうではありますが、それにかかわって市内の生産者などが大きな打撃を受けている問題について伺います。

山形県の食肉公社の肥育牛の枝肉市場では、ほぼ毎週競りが開催されていますけれども、この市場速報を見ると、ここ数カ月枝肉相場は極端な価格低落状態にあります。標準的なA3等級クラスで1キロ当たり1,000円前後を行ったり来たりしています。枝肉は1頭当たり300キロから400キロだそうでありますから、この単価では平均的な肥育牛で約30万から40万円の間でしか売れていないこととなります。

この一般質問で取り上げるに当たって、市内の肥育牛農家から話を伺ってまいりました。生後10カ月前後の子牛を購入して約2年かけて育て上げ、市場に出荷するのが普通のようにあります。平均的な素牛、いわゆる子牛の原価が20万から25万円、1年間の肥育に必要なえさ代や電気代などが約10万円ということでもありますので、40万円ではしか売れないのであれば出荷すればするほど原価にもならず、ひどい赤字だということになります。

本来ならば、11月から12月にかけては、1年で一番出荷も多く、市場の値段も高くなる時期だそうではありますが、ここ数カ月の価格低落傾向はとどまることがありません。さらに、農林水産省は国内で感染が確認された3頭が高齢の乳牛だったことを受けて、乳牛の廃牛については食用にしないという判断を示しましたが、この問題は肥育牛農家だけではなく、廃牛やぬれ子牛の取引相場が成り立たなくなったという形で、酪農家の経営も脅かしつつあります。市内のある肥育牛農家は、このままでは年が越せないと深刻な状況を訴えています。

この問題で確認しておかなければならないことは、農林水産省にすべての責任があり、肥育牛農家や酪農家には全く責任がないということでもあります。

そもそも1996年にWHO（世界保健機関）が狂牛病の原因と見られるとして、牛の肉骨粉を牛に食べさせてはならない、使用を禁止すべきだという勧告を日本政府に行っております。それを受けて、同じ年に農林水産省の農業資材審議会家畜飼料検討委員会が開かれて、その場で複数の専門家が日本での肉骨粉の使用禁止を求める法的規制を提言していますが、当時の農水省の担当課長がこれを黙殺していたことが最近明らかにされた同審議会速記録の公表によって判明しています。

このように政府と農水省は、初めて日本でいわゆる牛海綿状脳症に感染した牛が発生した後も、適切な措置をとらずに、何の根拠もない安全宣言を行い、2頭、3頭と続けて発生しているのであります。

今、政府が行うべきことは、どういう経過でこの感染が起こったのか、その経路、原因を明らかにすること、そして消費者の不安を解消するために、安全性が明確でない牛肉を絶対に市場に回らせないようにすること、生産者や関連業者の被害を政府の責任で完全に補償することです。

今回、生産農家を回ってみて、彼らが一番望んでいることは、以前のように牛肉をおいしく食べてもらうこと、そのようになってほしいということでありました。安全が確認された牛肉の消費拡大について、官民挙げて取り組むべきことだと思います。

そこで、以下、市長に伺います。

第1番目に、消費者が安全と理解できる徹底した牛肉検査体制の確立を政府に求めながら、国内産牛肉の消費拡大に市としても全力を挙げて取り組むべきことでもあります。特に、学校給食や病院給食など、行政がかかわる組織内での牛肉使用を積極的に推進するとともに、この牛海綿状脳症に関する正しい知識を子供たちに教えるこ

とが大切であると考えます。

2番目に、生産者の顔の見える牛肉販売など、消費者と生産者の距離を縮める取り組みを推進するべきだと考えますが、市長の考えを伺いたいと思います。

第3に、このままいけば早晩牛肉の肥育牛の生産農家は経営破綻に陥ることは目に見えております。市長は国に対して農家救済のために、価格下落分の補償金の早期支給や、えさ代の支払い猶予の制度化を働きかけるなどの取り組みを強力に進めるべきだと考えます。同時に、市独自に借入金に対する利子補給や返済繰り延べなどの支援策を早急に取りまとめるべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、深刻な雇用対策について、とりわけ新規学卒者の雇用確保と中高年の離職者対策について伺いたいと思います。

ことしの新規学卒者の就職内定状況は、過去最悪であります。ハローワーク寒河江の調査によりますと、西村山管内の就職を希望する約170名の高校卒業予定者の就職内定率は、10月末で55.2%で100名にもなっていません。9月末が50%でしたから、この1カ月間で5.2%しか就職が決まった生徒が伸びていないこととなります。

18歳の若者たちの人生の晴れの門出に際して、働く場所がない、決まらないというのは、余りにも残酷であります。特に、ことしの場合、製造業の求人の落ち込みが顕著であります。一般の求人も極端に減少しています。昨年同期と比べると0.3ポイントのマイナスとなっており、有効求人倍率は0.39ポイント、つまり100名の求職者に対して仕事は39人分しかない、これまた厳しい状況になっています。

その中で、とりわけ厳しいのが50歳以上の求職者であります。厚生労働省は求人側に年齢制限をつけないように要望はしておるようではありますが、実際にハローワークの紹介で求職に行くと、なんだかんだと言われて採用されないというのが圧倒的のようであります。

ハローワーク寒河江のことし8月の月報によりますと、55歳以上の中高年齢者で求職人数が444名、これに対して仕事を紹介された件数が143件、これはハローワークを通じて仕事を紹介された件数はそうではありますが、結果、実際に仕事にありついたというのが44人です。全体の1割にもなっていません。

そこで、市長に伺います。

第1に、新規学卒者で就職を希望する市内の高校生が全員就職できるように、学校、企業などと密接に連携をとり、行政としても全力を尽くすべきだと考えますが、寒河江市として今日の高校生を取り巻く事態をどう受けとめ、どうすべきと考えているか、伺いたいと思います。

2番目に、市の産業を活性化させ、新たな雇用を創出するための取り組みを強めるときだと考えますが、そのための方策について伺いたいと思います。

第3番目に、市独自の緊急雇用対策事業を強力に推進すべきだと考えますが、寒河江市は今議会の補正予算で国の緊急地域雇用特別交付金を活用したフロアの駐車場整理係などの雇用の創出関連の事業や、教育関連予算が計上されておるようではありますが、余りに不十分であります。

岩手県の久慈市では、緊急雇用対策事業として延べ2,225人の雇用を確保する施策を打ち出しています。その内容は、さまざまな土木工事事業、あるいは小・中学校の修繕作業、市の臨時職員雇用対策事業として、市職員の残業を減らして、その分を臨時職員の雇用で補っていくなどの雇用対策事業を行おうとしています。

寒河江市も、もっと真剣に大規模に緊急雇用対策事業に取り組むべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、市の事業計画と財政の関連について伺います。

佐藤市長は、昭和61年の市長就任以来、チェリーランド、仲谷地、落衣前などの区画整理事業、駅前再開発事業、チェリークア・パーク事業、中心市街地活性化センターの買収・整備など、大型のプロジェクト事業を次々と展開してまいりました。

その結果、決算カードで見ますと、1985年の市長就任時は78億円であった寒河江市の普通会計、当時の市民浴

場会計と一般会計の合算した会計でありますけれども、の財政規模が今日では 176億円に2.26倍化し、同時に市債残高も 76.5億円から 213億円へと2.78倍化してまいりました。

この間の市税収入が31.9億円、当時あったんですけども、これが50億円に現在なっていて、1.56倍であります。予算規模と比較しても当然不足する金額については、補助金などもあったでしょうが、大半は起債を起こすことによって財源を調達して事業を推進してきたことになります。身の丈をはるかに超えた財政規模になっていることが明らかであります。

また、当時の財政力指数は 0.544ポイント、公債比率も15.4ポイントで、現在よりはずっと健全財政だったようであります。

寒河江市はこの危機的な財政状況を少しでも緩和しようと、この間決算剰余金の一部などを縁故債の高い金利の繰り上げ償還などに充ててまいりました。しかし、現状では根本的な解決にはなっていません。

私どももこの間、一貫して高い金利の市債の低利債への借りかえや繰り上げ償還を一般質問等でも取り上げてまいりましたが、残念ながら市債の大半を占める政府資金の借りかえや繰り上げ償還を政府は認めないという理不尽な態度をとり続けています。政府は90年代を通じて市債の乱発につながるおそれのある補助事業や単独事業の全面受け入れを地方自治体に求めてきたのに、繰り上げ償還を認めないという態度をとり続け、それが今日の地方自治体の財政危機の要因の一つになっているのであります。

そうした状況を踏まえて、事業計画や財政計画を慎重に立てるべきでありますけれども、寒河江市の場合、一貫して積極予算を続け、今日のような事態になっています。

一言で言うならば、現在の寒河江市は大型プロジェクトの事業費を捻出するために、通常の経費をどんどん切り詰めるだけでなく、これまで行ってきた白岩出張所の廃止や先ほど来問題になっている地域住民が存続を望んでいる幼児学級の廃止を打ち出したり、住民サービスと直接かかわる部分の人員費支出をカットし、その面からも経費の削減に手をつけるまでになっています。

また、市民の多くが願っている中学校給食についても、文部省の方針に背いてまでも実現に背を向ける態度をとり続けています。

陵西中学校の大規模改修工事も、過去に一度は計画をされましたが、途中で消えてしまい、ようやく今回の実施計画の16年目に顔を出すという事態であります。

防災面でも、防火貯水槽の受益者負担はようやく解消されたと私どもは判断しておりますけれども、市内に数本走っている活断層の調査は1,000 万ほどあればできると言われているのに、依然として放置されています。

そんなさなかに、今回の実施計画に唐突と言えば唐突、前からあったと言えば前からあったでありますけれども、平成14年度から最上川緑地公園整備計画が発表されました。総事業費が15億円、2分の1は国の補助金とはいうものの、残りは全額市が負担するという大変な財政負担の伴う事業であります。

今、市民は消費不況や経営の不振、就職難やリストラなどで先の見えない状況に置かれています。寒河江市が緊急に取り組まなければならないことは、市の農業、商業、工業など全般にわたる産業の活性化であります。高齢者に介護保険料や利用料などの高い個人負担があるのを軽減したり、福祉サービスを充実したりすることです。

最上川の河川敷に公園を整備して、レジャーカヌー基地をつくるのがそれほど緊急性や効率性のあることなのか、疑問であります。完成後の維持管理費もばかにならないと思います。今の寒河江市にそのような財政的余裕があるとは考えられません。決してするなというのではなくて、先送りをする、その度量と決断も必要なのではないでしょうか。

市内に無数にある側溝整備など、予算がつかなくて何年も待っている市民がたくさんいます。町中の狭い市道の改良や整備も手つかずのままの箇所がたくさん残っています。大きな事業を1カ所実施をして、わずかの業者に発注するより、市民生活環境の改善につながる小規模の土木建設工事をたくさん発注することの方が多くの業

者が潤うことは明白であります。経済効果はどちらが大きいか、言うまでもないでしょう。

そこで、市長に端的に伺います。

最上川緑地公園事業を後年度に先送りをして、その財源を今市民が求めている緊急で切実な課題に振り向けるべきだと考えますが、伺いたいと思います。

また、以前も伺ったことがあるのでありますが、市長は寒河江市の市債残高の適正規模をどの程度だと考えておられるか、改めて伺いたいと思います。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、BSEからでございます。

9月10日に千葉県内でBSEの牛が発見され、それが狂牛病というショッキングな病名で大々的に報道されたことから、全国的に牛肉消費が激減し、それ以降枝肉市場価格が低迷して、肉牛農家の経営にも大きな影響が出ております。

国においても、畜産振興と消費者保護の両面から、さまざまな対策が講じられ、10月18日からは食肉となる牛すべてについてBSEに感染しているかどうかの検査が行われ、安全が確認された牛しか出回らないシステムが確立されております。

これを受けて、厚生労働大臣、農林水産大臣がそれぞれ談話を発表し、牛肉の安全宣言を行ったところでございます。しかし、発生当初の政府の対応やBSE発生牛の感染ルートがまだ解明されていないことから、消費者の不信感が高く、その後も牛肉離れに歯どめがかからない状況となっております。

そして、この消費低迷が牛肉在庫の増加を招いており、それによって枝肉市場の価格が下落するという悪循環に陥っております。

山形牛の枝肉市場の平均単価を見ましても、BSE発生前に比べ発生直後は20%程度ダウンしており、その後安全宣言が出され、若干持ち直したものの、消費低迷による在庫のたぶつきから、現在は発生前に比べて45%も落ち込んでおり、生産費も割り込む状況となっております。

本来ならば、先ほど御指摘もありましたけれども、1年で一番需要の多いこの時期においても、一向に回復の兆しすら見えず、非常に厳しい現状となっております。

このようにBSE発生が肉牛生産者に大きな影響を与えていることから、本市におきましても一日も早い市民の不安解消と産地の立ち直りを図る観点から、国産牛肉の安全性についての徹底した広報活動の展開による風評被害の払拭、それに畜産農家の厳しい経営を支援するための緊急的な経営安定対策と、需給調整対策等について一層の強化策が図られるよう、西村山管内の町長方との連名で、10月22日に内閣総理大臣や農林水産大臣、厚生労働大臣等々に要望書を提出したところでございます。

牛肉の検査体制でございますが、今申し上げましたように、10月18日からの全頭検査実施によりまして万全な体制が確立されたと思っております。その後、2頭目、3頭目とBSE感染牛が発見されたことは、その検査体制が有効に機能しているからにはほかならないものと思っております。

また、学校や保育所、病院など給食での牛肉使用につきましては、BSE発生直後は反響の大きさを考慮しまして、学校長等の判断で使用を控えていたところもありましたが、検査体制の確立後は安全性が担保されたとして、使用を再開したところでございます。

また、学校給食における牛肉の利用促進については、県とおいしい山形推進機構……この機構は山形県と市町村と農協と全農等で構成しております……で企画した事業、いわゆる学校給食の献立に県産の黒毛和牛を使用する場合、経費の3分の2を補助するという事業でございますけれども、それへの積極的な参加を働きかけてきたところでございます。

また、子供たちに対する狂牛病に関する正しい知識の広報活動については、「児童・生徒の皆さんへ」として、チラシを市内のすべての児童・生徒に配布しております。また、食生活に関しては、むしろ保護者すなわち大人の考えが大きく影響すると思われることから、11月5日号の市報とともに、牛肉の安全性を訴えるチラシを全戸配布したところでございます。

消費者から正しく理解していただき、風評被害の沈静化を図る上から、今後においても正確な情報を提供して

いくことが必要と考えております。

それから、生産者の顔の見える牛肉販売、消費者との距離を縮める取り組みというようなお尋ねでございますが、現在、ＪＡさがえ西村山では、市内の肉牛農家とタイアップして、おいしい牛肉を生産すべく、肉牛にもち米を飼料として与え、それをさくらんぼ牛として一部スーパーを通じ販売しているところでございます。消費者からは地元の牛肉が食べられると好評を得ていることから、市といたしましてもこうした取り組みのさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、牛肉の消費拡大につながる施策としまして、一時的なイベントとなるものでありますが、寒河江産牛肉の産地直売等の実施についても検討してまいりたいと考えております。

それから、国に対する働きかけとの関連で申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、10月22日の時点で畜産農家の厳しい経営を支援するための緊急的な経営安定対策等について、一層の強化策が図られるよう、内閣総理大臣、農林水産大臣等に要望書を提出しまして、早期対応をお願いしたところでございます。

それから、肉用牛肥育経営安定制度というのがございまして、これは御案内かと思いますが、家族労働費の損失補填割合を8割から10割に要望するというようなことになるわけでございますけれども、その損失補填事業として今の制度があるわけでございますけれども、この家族労働費を賄えなくなるほど価格が低下した場合に、生産者と国が1対3の割合で積み立てた基金というものを原資に、四半期ごとに推定所得と家族労働費との差額の8割を補填する制度でございます。

このほど著しく価格が下落し、基金が枯渇したことから、新たに生産者と国が積立金を拠出することになっております。そういう状況に入ってきております。県では、生産者が新たに拠出することになった販売牛1頭当たり1万200円の負担につきましては、その8割を助成する方針を示しております。市といたしましても、残りの2割について助成すべく検討してまいりたいと思っております。

それから、肉牛農家救済のための市独自の利子補給等の支援策でございますが、ＢＳＥ発生を受けた国において、もう新たに大家畜経営維持資金制度というものを創設したところでございます。貸し付け利率が1.6%で融資することになります。市においても、県、ＪＡと連携しながら、肉牛農家負担が無利子となるよう助成する方向で準備を進めているところでございます。

それから、次が雇用対策についてのお尋ねに答弁申し上げます。

御案内のように、10月の全国の完全失業率は9月より0.1ポイント増の5.4%となり、また県内の有効求人倍率は0.40倍と7カ月連続低下しております。寒河江公共職業安定所管内においても、9月より0.06ポイント減の0.30倍に低下するなど、雇用情勢はさらに厳しい状況となってきました。

市内主要事業所の景気動向を把握するために実施しました10月の業況調査では、平均的な業況を100%とした場合、1企業平均79.8%で、4月の調査時期と比較しますと1.8%減少しております。運輸業を除く業種が悪化しているという結果が出ております。

そのため、本市では長引く景気の低迷などにより、雇用を取り巻く環境が悪化していることから、商工業の活性化を図り、雇用の安定及び創出を推進するために、11月7日に行政関係機関、それから各業界団体代表、高等学校等で組織しますところの寒河江市雇用対策本部というものを設置したところでございまして、11月22日に第1回目の会議を開催しております。

会議では、寒河江公共職業安定所長より管内の雇用情勢と雇用に係る助成制度について、また県からは山形県における取り組み状況等について説明を受けた後、各代表者が業界の現状とこれからの雇用の確保について、企業の体質改善を図る必要があることや、新規失業者の雇用創出に向け取り組むこと、事業拡張による新規採用を予定していること、新たな企業の進出による雇用の確保が予定されていること、就職の内定率が悪いことから、求人をお願いなどしていただきたいなど、話し合われたところでございます。

また、本市の雇用創出を図るため、庁内にも関係課長等で組織するところの寒河江市雇用対策検討委員会というものを11月13日に設置しております。11月16日に第1回目の会議を開催したところでございます。

委員会では、雇用創出対策として、緊急地域雇用創出特別基金事業に取り組むこととし、来年の1月から3月まで、本町駐車場整理事業と教育指導の補助者を配置し、学校図書を活用した児童・生徒の調べ学習や、子供の読書離れを防ぎ、読書習慣の醸成を図る学校図書活用教育促進事業にそれぞれ3人の合計6人を雇用いたしまして、それを実施していく方針を決定したところでございます。御案内のとおりでございます。

そして、次に、新規学卒者の雇用確保について申し上げます。

少子・高齢化が一段と進展する中で、新規学卒者の地元への就職は、労働力確保はもちろんのこと、地域の発展、活性化に不可欠な条件であることと認識しております。

市では、西村山雇用対策協議会と連携いたしまして、7月に高等学校等進路指導主事と会員企業との合同会議というものを開催しております。そして、管内の企業を視察するとともに、新規学卒者への求人の確保についての情報交換を行ってきているところでございます。

9月末現在、県内の高校生の就職内定率は33.9%と去年同期を10.6ポイント下回り、寒河江公共職業安定所管内においても50.0%で、去年同期を1.3ポイント下回るなど、厳しい状況にあるため、管内の高等学校を訪問いたしまして状況調査を実施したところ、昨年と比較し求人企業と採用人数が減少していることから、企業を回り求人のお願いと就労機会の掘り起こしを行っているところでございます。

11月末現在の状況では、就職希望者217人に対しまして、内定者が167人、内定率77.0%となり、前月に比較して11.4%の伸びを示しており、今後も来春卒業予定者のみならず、平成15年3月卒業予定者についても、企業への求人のお願いを通し、雇用確保に向けて継続して取り組んでいきたいと思っております。

次に、中高年の離職者対策について申し上げます。

新たな雇用を創出するための方策についてでございますが、これまで本市では雇用、就業機会の創出策として、求人情報の提供と、国や県などの関係機関の雇用についての情報収集に努めるとともに、企業関係者との会議では、雇用の確保についてのお願いをしてきているところでございます。

また、離職者の雇用対策として、6月に再就職対策連絡協議会というものを設置いたしまして、離職者の希望職種を訪問しまして、求人のお願いをしながら、15名の雇用確保に努めてきたところでございます。

さらに職業能力の開発のため、現在寒河江市技術交流プラザを会場に、無職者を対象にした就業を容易にするためのパソコン講習会というものを実施しております。工業は、本市産業と経済の基盤をなすものであります。このような経済環境の中、寒河江工業団地内で新たに操業する企業が3社予定されております。新たな雇用の創出が見込まれますので、相当の雇用の確保が図られるものと思っております。

新たな企業の誘致は、若者の定住を初め雇用の確保のための有効な施策であることから、今後とも積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、融資でございますが、本市におきましては、これまで寒河江市中小企業振興資金融資制度というのを創設いたしまして、市内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営み、事業用の設備資金や福利厚生施設の設置資金、それから工場の緑化資金、売上減少による経営の支障改善のための運転資金などを必要とする方を対象にいたしまして、有利な融資を行い、産業の活性化に努めてきたところでございます。

今後、融資対象者というものを1年以上の事業実績があり、市内への進出を計画している中小企業者についても新たに融資対象者とすることや、資金の使途が事業の拡大等を行うことにより新たな雇用創出を行うものについても、運転資金、設備資金を融資できるよう検討するなど、雇用の確保及び産業の振興を図っていきたいと考えております。

それから、市独自の緊急雇用対策事業云々、そして行政の基本的な考え方というような御質問がございましたが、長引く景気の低迷や国際的な競争の激化による雇用環境の悪化に対応いたしまして、産業振興策を初め人材

育成事業、雇用の創出に向け取り組んでいかなければならない課題だと考えております。

そういうことから、これまで緊急地域雇用特別基金事業というものを活用しながら、36名の雇用の創出を図ってきております。今後においても、補正予算を組みながら早急に対応していくところでございます。

また、産業の振興策といたしまして、企業というものを誘致いたしまして、先ほども申し上げましたけれども、企業の進出、誘致、張りつけを通しまして、雇用の創出に大きな成果を上げているところでございます。

そして、そういう中で企業を訪問して、新規卒者及び離職者の求人の掘り起こしやIT化に対応したところの能力開発の拡充を図るため、パソコンの講習会も開催するなど、雇用の創出及び確保に効果を上げてきているところでございます。

また、新たに大型店の開店が予定されております。雇用の確保が図られるものと思っておるところでございます。

そういう中で、今後とも雇用対策検討委員会の中で、短期的・緊急的な雇用と中・長期的な雇用創出に向けた事業というものを検討しながら積極的に取り組んでいくとともに、雇用問題については社会問題の一面もあり、企業及び各業界、関係団体と連携を図りながら、雇用の創出に努めてまいりたいと思っております。

そういう中で、岩手県久慈市の話が出ておりましたが、これはうちの方で調べましたところ、事業主が解雇、倒産等の非自発的な理由で失業を余儀なくされた方を雇用した場合に、奨励金を支給するようなものでございます。国の制度にもあるわけでございますが、国としましては、緊急雇用創出特別奨励金及び新規成長分野雇用創出特別奨励金などがございました。緊急雇用創出特別奨励金というものは、全国の完全失業率が5%以上になった場合に発動されるものでございます。平成13年、7月の完全失業率が5.0%となったことで、現在発動中でございます。

制度の内容といたしましては、平成13年8月29日から平成14年3月1日までの間に、45歳以上60歳未満で非自発的な離職を余儀なくされた方、それから職業訓練受講者を常用労働者として雇用するなど、その他条件を満たした場合に、事業主に1人につき30万円が支給されるものでございます。

それから、新規成長分野雇用創出特別奨励金というものもあるわけですが、これは医療とか福祉関連分野など、新規成長分野に該当する事業主が、これは30歳以上60歳未満でございますが、平成13年10月1日から平成14年3月31日までに、これも非自発的な離職を余儀なくされた方及び職業訓練受講者を常用労働者として雇用するなど、その他の条件を満たした場合に、事業主1人につき70万円が支給されるものでございます。

ただ、企業によりましては、これ以上の奨励金制度の整備によりまして、一時金の支給をふやしたとしましても、雇用の掘り起こしというのは非常に困難だと。それよりはやはり産業振興策を望む声があるわけでございます。したがって、市としましては、これらの国の制度の活用というものを第一義に考えまして、こういう独自の制度のことにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

それから、実施計画と財政計画との関連の点で、最上川緑地公園を新規に取り上げておりますものについてのお尋ねがございました。

今回の実施計画は、御案内のように平成14年度から16年度の計画でございまして、この14年度からの新規事業といたしまして、最上川緑地公園整備事業というものを取り上げましたところでございます。

この事業というものは、永年の懸案事項でありましたので、その経緯から申し上げなければならないと思っております。本市では、この河川敷地について、昭和57年に策定した緑のマスタープランの中に皿沼緑地として盛り込み、さらに平成9年度に策定した都市計画マスタープランの中にも、最上川緑地公園として位置づけているところでございます。

また、河川敷の用地につきましては、昭和48年当時、建設省が河川整備事業の一環として、皿沼地内の堤外地の農地約26ヘクタールについて用地買収に入りましたが、平成3年まで長期にわたり地権者と用地買収の交渉を進めてこられました。その結果、全体面積に対し約91%、面積にいたしまして約24ヘクタールが買収されました。

が、残地につきましては用地交渉が難航し、一時中断の状況にあったところでございます。

その後、平成8年に南部地区から河川空間を利用した公園整備促進についての要望書を受けたところでございました。市としましては、地域の要望実現のために未買収の用地取得の再開について建設省に要望申し上げたところ、平成10年度から再び用地買収に取りかかっていたいただき、現段階での未買収の地権者は1名、面積にして463平米のみとなっております。この1名についても、年度内の買収の見込みが立っているとのことでありました。

これまでの活用状況であります。昭和52年に南部地区からの河川敷の整備についての要望があり、昭和57年に市が建設省から約2.1ヘクタールの占用の許可を受けまして、南部総合グラウンドとして活用してきました。以後、買収面積が拡大されるにつき、南部地区からの公園整備に対する要望も何回となくありました。また、建設省山形工事事務所と地元、市が一体となり、クリーン作戦を実施するなどして、地区民挙げてごみの不法投棄防止と河畔の小径としての散歩道やコスモス花園を整備いたし、環境の美化にも取り組んできたところでございます。

何せ20ヘクタール以上にも及ぶ広大な空間でもありますので、全体を整備するとなれば、これまでのように南部地区からの要望にこだわらず、市の都市計画マスタープランにも載っていることから、国土交通省の全面的支援をいただきながら、全市的観点から検討してまいりまして、本年度には最上川緑地公園の基本計画を策定いたしましたところであります。

当公園は、市民のさまざまなスポーツ、レクリエーション、自然との触れ合いの場としての整備はもちろんでありますが、最上川の水資源を活用したところの多目的水面広場として、これは水面の静水上において競技用のカヌー大会にも対応可能な施設を整備いたしてはと考えております。

以上申し上げましたように、皿沼地区の最上川緑地公園整備については、昭和52年に地元からの要望に端を發し、以後市の計画に取り上げ、永年にわたり国土交通省とその利活用の方策について検討を重ねてきたところでございます。そして今日、国の河川行政に対する考えとあわせまして、国の補助事業を活用しながら整備をいたしたいと考えております。

後年度に先送りということでございますけれども、この公園の整備は、市民の利活用もさることながら、カヌーを通して東北全国規模での活用を含めて、クアパークとの相乗効果を通して、地域の活性化に大きく寄与するものと信じておりますので、また国・県に対する14年度の重要事業の一つとしても要望しておるわけでございます。

しかしながら、国土交通省において、市に河川敷の占用の許可をするに当たり、いろいろ問題があるわけでございます。課題もあるわけでございます。洪水時における堤防等への影響やら、カヌーをするための湖沼を設置したときの治水上の問題とか、それから上水道の取水施設への影響などの課題があるわけございまして、これらをクリアしなければならぬということでありました。

また、市では国に対し補助事業の申請をいたす予定であります。当然補助事業としての採択が事業実施の前提であります。よって、14年度に補助事業として採択されれば、事業の先送りをするというようなことは考えていないところでございます。

それから、市債が多くなってきているのではないかと。それに対する考えはどうかというような御質問がございました。お答え申し上げます。

適正規模の市債発行についてのお尋ねでございますが、市債は借金であり、後年度に必ず返済しなければならないものでございます。この点からしますと、市債は市税、地方交付税などと同じような財源とは位置づけられません。しかし、市債は市税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、ある程度の機動性と弾力性を持った財源確保の方策としまして、特に投資的事業を実施するに当たっては重要な役割を担っております。

市債は後年度において、その元利償還を行わなければならないものでありますから、その発行に当たっては、

既発債、いわゆる既発行の起債の元利償還額の状態を把握するだけでなく、新規分の将来の元利償還額をも合わせて後年度の財政運営に及ぼす影響というものを的確に見通し、適正な発行規模を決めていく必要があるかと思えます。

市債残高の適正規模がどうかについては、これは後年度負担の問題になりますが、市債残高は社会資本の整備・充実への取り組みいかなる状況により異なるものでありまして、また一方で、国レベルの経済状況や、これと関連した市税収入の見込みなどもかかわり、これは一概にも言えないところでありまして、よるべき指標として示されたものも別段ないところでございます。

市債の償還経費である公債費の財政運営に及ぼす影響を知る指標としましては、御案内のように公債費比率、それから公債費負担比率、起債制限比率などがございまして、公債費比率は個別の団体の具体的な公債費負担を知る上で、また公債費負担比率は実質的な公債費負担の状況を知る上で有効な指標でありまして、さらに起債制限比率は、公債費増大の歯どめ措置として、一定の率を超えた場合には、一定の事業に係る地方債の発行を国は許可しないとす直接的な指標であります。

これらの指標の適正な水準がどの辺にあるかについては、必ずしも明確な基準は見当たりませんが、全国的な傾向や類似団体との比較を行いながら、年度別の推移、将来の見通しなど、これらの指標の動向に留意しつつ、繰り上げ償還に努め、また借りかえなどの措置を講じていく必要があると考えます。

また、自治体は近年不況による税収の落ち込みや景気対策で発行した地方債の返済などで財政状況が悪化しており、現行の指標は過去のデータをもとにしており、現実的でないと思直しを求める意見が出ていたことから、国においては見直しに着手しております。

市債残高は政府が行った景気対策を受けて、地方の借金が急にふえた事情もあるわけでありまして、国の政策の影響を受け、特例的にふえたことも見逃せません。また、市債残高には大きなプロジェクトの進行状況や、加えてこれまでの、そして現在の市の事業が輻輳して反映されることなどから、それぞれの年度の市債残高がそれぞれ適正規模のうちにあるとは言えなくもないものでございます。

そういうことから、現在 213億円の市債残高があるわけで、これを踏まえどころとして、財政運営の長期的な安定性の視点で、常に市債の発行については、これまでにおいても地方交付税に算入されるところの有利な市債の活用に努めてきたところであり、今後におきましても十分な配慮をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 大変丁寧な答弁で、大分時間を食ってしまいましたけれども、BSEという表現を市長は使っておりまして、いろいろ世間体もあるのでそういうふうな言い方をするのかなと思いますけれども、私もBSEと言います。

第2問で予定していた質問事項にも答弁されていたりして、肉牛肥育経営安定制度というのは、やはり私も取り上げなければいけないというふうに思っていたんですけれども、市は2割の積立金を負担して、県と合わせて10割の負担をして、緊急加入する農家の積立金の自己負担はないようにするというふうなことを言われたので、これは大変いいことだなというふうに思っています。

ただ、支給が四半期から1回というふうになっていますので、これを1カ月ごとにすべきでないかというふうに酪農家の方はおっしゃっております。ぜひこれが実現するように努力をお願いしていただきたい。

それから、融資についても、ただ大家畜制度、つまり大家畜となっているのでよくわからなかったんですけれども、よく調べてみたら雇用する家畜農家、要するに人を使っている家畜農家、大規模な経営をやっておられる農家ということが主に対象になるようでありまして、家族経営をやっている農家には余り恩恵がないのかなというふうに思いますけれども、これも市としても無利子で対応できるようにしたいということでしたので、ぜひこれはお願いをしたいというふうに思います。

それから、11月に西川町でモーモー祭りというのがありまして、ちょっとしたことで誘われて行ってまいったんですけれども、これは11月に桃を食べようというのではなくて、モーさん、牛を食べようというお祭りでありまして、モーモー祭りというのでありました。

行ってみてわかったんですけれども、西川でとれる牛を西川でつぶしてもらって、お店屋さんで提供すると。大いに西川牛を食べましょうという企画のようでした。これには町も補助を出して振興に努力をしていた、大変おいしかったという思いがありますけれども、例えばこういうものをいろいろなアイデアを出して、消費の拡大に行政としても全力を挙げていくということが必要なのではないかと。

ある畜産農家は、天童とかは非常にこの問題に対して一生懸命だと。だけれども、寒河江市は余り動きが見えないというようなことを言うておりました。やはりそういうふうなもっと目に見える形での振興策を消費の拡大も含めましてやる必要があるのではないかと。イベントとして牛肉を販売促進するようなイベントも計画したいということでしたので、ぜひこれも早急にやっていただきたいというふうに思います。

それから、学校給食や公的機関での給食に安全な牛肉を大いに使いましょうということについても、質問通告を出した後に、新聞、テレビで大変大規模に宣伝されまして、これは取り上げてもしようがないのかなというふうに思いましたけれども、通告してありましたので、寒河江市の学校や病院ではこれがどうなっているのか、お伺いをしたい。

それから、早晚肥育牛の農家は経営破綻を引き起こすという深刻な状態になっていることには変わりはないわけですが、幾つかありますけれども、一つは家畜共済の掛け金とか、と畜費用の際の農家負担分とか、それから今出ている特定危険部位の焼却費なども生産者負担になっているんですね。これについて、家畜共済については延納してもらいたいという声もあります。そういうのがきめ細かに打ち出されないと行き詰まっていくのではないかとということが一つあります。

それから、2004年の11月までの間に堆肥の処理施設をつくらなければいけない。家畜排泄物罰則規定の適用が2004年の11月から始まるということで、これへの整備もこの問題が発生する前から農家は対策について頭を悩ませていたらしいんですが、今回の事件でこれの取り組みを考える余裕がなくなっているらしいんですね。しかし、この法律的な罰則規定の適用は時間とともにやってくるわけでありまして、これに対する何らかの具体的な助成措置が図られないのかと。要するに自己資金がもう底を突くわけですので、これに対する何らかの助成が必要な

のではないかというふうに思います。これらの問題について、2問で答弁をお願いしたいなというふうに思います。

それから、求人の問題でありますけれども、やはりスケールが寒河江市の場合はちょっと小さいなという感じがします。もう少しダイナミックに行っていただきたい。

高卒のデータが私が持っているのと違いますけれども、考えてみたら、私が持っているのは寒高、谷地高、寒河江工業、左沢高校なんですね。寒河江高校の農業校舎と。考えてみれば、寒河江からは山形市内にも通っている高校生がたくさんいるわけで、これを合わせると200名を超えるのかなというふうに思いました。その元データの食い違いがあるので、そういう数字の食い違いがあるのかなと思いましたが、いずれにしろ、まだ決まらない子供さんがたくさんいるという事態には変わりないわけでありまして、ぜひ全員決まるような取り組みを最後まで手を緩めずにやっていただきたいというふうに思います。

それから、非自発的な離職に対するさまざまな国庫の事業主に対する助成がありますけれども、同時に非自発的な離職、要するに首とか、リストラとか、倒産とかでありますけれども、職を離れざるを得なくなった人で、家庭の経営状態が非常に悪化した方が寒河江にもいらっしゃいます。小・中学生や高校生を持つ家庭の場合、急激に教育費の負担の問題が表面化してまいります。

これに対して、よその県の自治体の例でありますけれども、学校給食費相当分を自治体で補助をするとか、県立高校の授業料相当分を就学費として補助をすることかというような緊急の取り組みをやっている自治体も生まれてきています。こういうのも実態に即してきめ細かな対応策をとれないのかどうか、検討をお願いしたいと思います。

県内でも、長井市では、産業の活性化対策会議等を何回も開いておりまして、天童市などでも雇用対策本部を設置してさまざまな取り組みを始めた。寒河江市でも雇用対策本部を設置したと初めて伺いましたけれども、余り市報にも載らなかったのかなという気がしますけれども、載ったんですか。知りませんでした。

市民にきちっと広報して、企業にもきちっとこういう政府の制度資金があるというような宣伝ももっと積極的にやるべきではないかなというふうに思います。

それから、緊急雇用対策では、もっと規模を大きくしてやる必要がある。市長は36人の雇用を創出したというふうに言ってますけれども、よそでは数千規模でやっているんですね。こういうふうな大規模な、いわば昔で言う失業対策事業ですけれども、こういうのを積極的に起こして仕事を与えていくというような取り組みが必要なのではないかというふうに思います。

それから、実施計画と財政計画の問題ですけれども、これはいろいろ意見が分かれるところで、私はやるなど言っているのではなくて、その他の事業との整合性、市民が切実に求めている事業があるのに、それとのかかわりで一方がおくれてしまうと。こういう結果になっているのではないかというふうに申し上げたわけで、いろいろ調整は可能だと思うんですね。

例えば、市長はさっき競技カヌーと言いました。競技カヌーと言いますと、レジャーカヌーとは違まして、かなり厳密なコース設定が求められるわけでありまして。この辺では、月山湖にあります。それから、前は徳良湖にもあったんですが、今はほとんど使われておりません。県内では月山湖、それから福島県あたりだと阿武隈川等にありますが、月山湖の場合は寒河江ダム内にありますので、そんなに影響を受けませんけれども、阿武隈の場合は本流から水を引き込んで、全く別のところにカヌー基地をつくっているわけですね。

河川敷の真ん中にレーシング用のカヌー基地というのがつくれるのかどうか、どうもちょっと疑問なんですけれども、一体どういう発想でそういうのが出てきたのか、内部の検討がどの程度なされているのか、そういうことも全然私らには伝わってこないわけです。ただ予算規模だけがばんと一人歩きしているということでありまして、そんなのは要らないのであればカットすればいいわけで、一体そういう内部でフィルターをどの程度通したのか、全然わかりませんので、お伺いをしたい。

寒河江市の財政は、だれが見ても明らかなように危機的な状況にあります。財政調整基金は毎年数億規模で取り崩しをしている。これは当初予算でやっているわけです。こんな自治体は余りないですね。基金残高も13市の中でも非常に低い方にランクされておりまして、非常に苦しいやり繰りで予算編成しているなというのがわかります。こういう状態をいつまで続けるのか、お伺いをしたいなというふうに思います。

残り時間がないので、以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 牛肉の消費拡大、これも先ほど申し上げましたように、いろいろイベントを考えてまいらなければならないなど。市だけでやるわけにはいきませんから、農協とか、それから生産者、あるいは商工団体と、こういうことではないかと思っております。

それから、寒河江の小学校、中学校、それから病院の状況でございますけれども、この問題が発生したときに中止した学校は11のうち10、そして12月からは全校復旧しているということでございまして、病院につきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

それから、共済掛け金のことにつきましては、担当の方から申し上げます。

それから、特定部位のことでございますが、これは屠畜費用については10年の据え置きでございますか。そして、今回新たに定められた特定危険部位の焼却についても、B S E問題というものを十分考慮した上で低い価格に設定されたということ聞いております。

この事業というものは、ずっと続くと、継続されると。焼却というのはずっと継続されるということになるかと思いますが、それをずっと続けるというまでに市が助成するというようなことは、ちょっと検討しなければならないわけでございますので、今回のB S Eに限って県の状況というようなものを見ながら検討してみたいなと思っております。

それから、堆肥のことでございますが、これも16年11月にその猶予期間が切れるということのようでございまして、市でも畜産農家に対しまして機会あるごとに説明会などを行ってきたところでございます。

施設整備に係る補助事業といたしましては、農家に取り組める事業として、周年農業畜産の里づくり事業があります。これは県費が3分の1、200万円を限度として補助するものでございまして、市でも6分の1の100万円を上乗せし、300万円を限度に助成するものでございまして、これにつきましては、畜産農家との意思疎通というものを図りながら対処してまいりたいと思っております。

他県のどの町でございまして、小・中学生にいわゆる雇用保険が切れたところの方々に対して小学校、中学校、高等学校の方の学費補助ということをやっている町があるようでございます。他県にあるようでございまして、これにつきましては、そのほかの制度との絡みもございまして、基準設定というようなものが非常に困難だというふうに見られますので、直ちに実施できるものではないのではないかなと思っております。

本市におきましては、いわゆる福祉サイドにおきましての、あるいは教育長サイドでの事業がございまして、それらを受けることができるのではなからうかなと思っておりますので、そういう事業で救済してもらおうということを考えてはいかがかと思っております。

それから、緊急雇用創出特別基金事業、いわゆる雇用というものを新たに創出しなければならないということになるわけございまして、ですけれども、そういうものはあくまでも一時的なものでございます。ですけれども、何とかそういう雇用の場を確保して救済していくということが求められるわけでございますが、そういうことにもなお一層どういう事業かというようなことは、いろいろアイデアを出して、そして関係者の理解も得なければならないわけでございますから、そういうことを通してやっていかなければならないと思っております。

先ほど工業団地に新しい企業とか、あるいは店舗とかというような話を申し上げましたが、やはりこういういわゆる将来に残るような、そして恒久的な就業の場につながるようなものやっていたらかなければならないなど思っておりまして、そちらにつきましても、これは寒河江市の産業基盤の充実と税収入の伸びというようなことにもつながっていくわけでございますので、それらについてやってまいらうと思っております。

それから、緑地公園につきましては、これは先ほど申し上げました歴史といいますか、あるいは経過があるわけでございますので、それらにのっとって詰めてきたということになっておりまして、いろいろ建設省、今の国交省との詰めというようなものもやっておるわけでございます。

重要事業に上げましたけれども、いろいろ先ほど申し上げたような課題があるわけでございます。ですけれども、これをするということによりますれば、せっかくお借りできるところの20ヘクタールというものを市の活性化に、あるいは山形県、あるいは東北のカヌーというようなものの位置づけに、カヌー競技場、あるいはカヌーの遊び場ということにもつながってまいるのでございますので、これを重要事業に取り上げて今、県・国の方に上げておる段階でございます。

それから、財政状況を議員は寒河江市は最悪だとおっしゃるようでございますけれども、必ずしも最悪の状態ではないというふうに認識しておりまして、これだけの仕事をして、これだけの財政運営ができるというのは、これは寒河江にはいいんじゃないかなと思っております、ですから何もそんなに心配なさなくても、そのほかにつきましても、十分にいろいろ施策をやっておるわけでございまして、福祉といえば寒河江型福祉ということになってきておりますし、あるいは農業にしましても後継者が育つというような寒河江になってきておるわけでございます。

また、中心市街地の問題にしましても、大変な事業ではございますけれども、これをやることによって、中心市街地あるいは周辺の自治体との連携と、そしてまた商店街の活性化というようなことに結びついていくわけでございますので、非常に注目されておるところの事業でございますし、寒河江市は生かしていかなければならない問題、事業だろうと思っております。

高齢者に対しましても、今言ったようなことで、本当にきめ細かなものをおこなっているんじゃないかなと思っておりますので、これからはいわゆるこういう大型の事業というものと、大型事業をやることによって市が活性化する、あるいは元気がつく、あるいはそれが及ぼす影響というもの、波及効果というのは大変大きな問題でございまして、ただ目先のことはしないということではございませんけれども、そういうことと私は大型プロジェクトをやるということには大変な違いがあると思っております、その辺で御理解願いたいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 時間がありませんので、済みません。

市の事業を私は全面的に否定しているわけではありません。いろいろな意味でかみ合わない批判もし、批判もされると。お互いその中で前進をしていくというふうなことになるないと、市長のように何でもかんでも自分のやることは立派ですごいんだというふうな言い方はどうかなというふうに思います。そういう点では、大いに批判にも耳を傾けるということがないとだめなのではないかと、前進はないのではないかと。

例えばクアパークだって、まだお客さん1社だけですよね。一体これをどうするのかというふうな問題が未解決のまま、また最上川に壮大な事業を始めるといふようなことは、果たして是なのか非なのか。今すぐやることについてですね。そこら辺の内部の検討、あるいは議会側とのすり合わせ、こういうものが必要なのではないかと、ということを行っているわけです。

ましてや、レーシングカヌー、競技用のカヌーと市長は言いましたけれども、これはちょっと簡単にはできないというふうに私は思います。現場に何回か私も足を運びましたけれども、あそこの高低差はすごいですよね。約3メートル近くあるんじゃないかと思えますけれども、高いところと川床との差がですね。ここに一体どのような形で水を引くのか、ちょっと理解に苦しむような場所がありますので、どういうふうな構想であそこに何をつくらうとしているのかが明らかにならないまま、国の補助が決定というふうな形になっていけば、どんどんと事業だけが進んで、もうチェックがきかなくなるというような事態になりかねませんので、ぜひそのことは議会にも構想を提示していただきたいというふうに思います。

それから、BSEの問題でありますけれども、これはみんな真剣に何とかしなければいけないと思っていることでありまして、ぜひ積極的な対応をお願いをしたいというふうに思います。

それから、新規学卒は企業の活性化を図っていくということをメインにしてやっていくと言いますが、実は失業してしまうと、その日から生活の糧がなくなるわけですので、いわゆる生活保護とはまた違う性格を持っておりまして、ぜひそこら辺は事情が違うことを踏まえての対応をお願いしたいと。

以上で第3問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 最上川緑地公園でございますけれども、いろいろ事業計画を事務的な段階で練っておりまして、そしてまたいろいろ国土交通省の方にも事務的な打ち合わせはしておるわけございまして、全然白紙のものではございませんし、また競技用、競技用というだけではございまして、これはあらゆる市民とか、あるいは一般にも使えるものになるんだろうと思っております、それを今から公園の都市計画決定するなり、あるいは事業の妥当性云々というようなことになりまして、あるいは直轄河川とのつながりというような先ほど申し上げました問題があるわけございまして、それらが全部クリアできなければ、非常に大きなプロジェクトということの認識は私もしておるところでございますけれども。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時25分といたします。

休 憩 午後 3時08分

再 開 午後 3時25分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号17番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は通告している課題について市民の方々から寄せられた御意見を踏まえ、社民党市民連合の一員として質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

最初に、都市計画区域見直しの現状と課題についてお伺いいたします。

私はこの件について、3月議会でも幾つかの提案を含め質問させていただきました。そして、担当課の方々には去る11月12日から16日までの5日間にわたって、拡大される地区民を対象に、柴橋地区公民館、J A三泉支所、同じくJ A醍醐支所、それに西部地区公民館において説明会を開催していただき、大変御苦労さまでございました。

私も15日に西部地区公民館の説明会に参加をしてきました。説明の内容は、一つに、寒河江市都市計画区域拡大の素案として、都市計画区域変更の必要性及び目的、として拡大の範囲、二つとして、都市計画の拡大に伴う主な効果、影響についてでありました。

そこに参加した方々や市民から、その後寄せられた声は、都市計画区域になっても下水道を整備する場合、区域外の特定環境保全下水道で整備しても、公共下水道で整備しても、国の補助率は同じだそうで、逆に住宅などを建てる際、現在の工事届でなく、確認申請が必要になるなど、さまざまな面で手続きが面倒になるだけで、メリットは感じられないということであります。

また、市の説明によると、都市計画税は拡大される地域にあっては、用途指定されなければ課税対象とはしない。したがって、都市計画税はかからない。それに用途指定を予定しているのは工業団地の再々拡張地だけで、その他の地域は当分の間は用途指定しないので、今回拡大される区域のほとんどは課税されないと説明されました。しかし、拡張後に用途指定がされるのではないかと心配しているのであります。

同じく拡張された区域の白地についても、条例を改正して非課税にすると説明されたが、拡張後に既存の都市計画区域内の白地との整合性を理由に課税されるのではないかと心配しています。もし後で課税されるのであれば、都市計画区域にする必要はないと言われております。

これらのことについては、私も同感であります。さらに、私は見直しの必要性について、工業団地や最上川ふるさと総合公園などの開発地、それに下水道整備計画で公共下水道計画区域になっているところなど、必ず拡大しなければならない箇所があることも確かであります。しかし、隣接都市計画区域との一体化ということで、田代、幸生を除く平野部全域を予定されているわけですが、果たして隣接市町と一体的な都市計画の実現の可能性から考えても、全域を対象とする必要性があるのか、疑問であります。

そこで、お伺いいたします。

一つは、説明会の各会場ごとの参加人数及び参加率と、出された意見、要望と、それに対する当局の対応を示していただきたいと思っております。

二つには、拡大される区域における都市計画税の課税対象についてどのように考えておられるのか、できるだけわかりやすく示していただきたいと思っております。

次に、全市の均衡ある発展を図る立場での住宅政策についてお伺いいたします。

本市の人口は着実に増加しているものの、地区別に見ると西根、柴橋、南部を含む寒河江地区は増加をしていますが、三泉地区は横ばい、醍醐、高松、白岩地区が世帯、人口ともに減少しており、年々その格差が増大しています。それらを是正する政策の一つとして、低廉で良好な宅地の造成、分譲を行うべく、土地開発公社で醍醐住宅団地に続いて（仮称）白岩住宅団地に取り組んでおり、11月に新聞報道になりました。それによりますと、全体面積が3.8ヘクタールで平均400平米の宅地を65区画造成し、14年6月に完成、8月上旬に分譲するというもので、価格は坪当たり7万円台に抑えたいというものでした。

私は1坪7万円台の8万円弱では、醍醐住宅団地同様に販売に苦慮することが懸念されるわけであります。もし完売するのに3年も5年もかかるようでは、人口の増加どころか逆に他地区からの購入者は少なく、大部分を地区内の人が購入することになりかねず、結果的に田代や幸生の過疎に力を貸すことになりはしないかと心配なりません。

人口の増加を図るには、購入希望者が競合するようではなればなりません。そのためにはどうすべきかを考える必要があると思うのであります。

市長は6月の議会での答弁で、新たに住宅地を取得しようとする方の土地を選定する際のポイントとなる要件は、一つに、いわゆる地方公共団体の魅力だと言われています。二つには、道路などの交通アクセスであり、三つには、教育、福祉、医療、商業施設などの配置状況で、四つには、工業団地などの就業環境であり、五つには、ゆとりと安らぎが得られる自然環境であるとの5点を上げられています。

私もこの五つは重要な要件だと思います。しかし、そのほかに土地を取得する際、大きな要件となるのは、土地の価格、坪単価だと思います。したがって、分譲価格を安くすることに尽きると思うのであります。

白岩の場合、5万円台で分譲することであると思います。そのためには、土地開発公社で努力するのは当然のことであり、努力をしますが、その上で5万円台で分譲を可能にするために、インフラ関係を市で整備する手法を取り入れるべきだと思います。実際、チェリークア・パーク民活用地は、この方法で造成し、坪単価5万5,000円弱で分譲されているわけであります。全市の均衡ある発展を目指した施策である白岩住宅団地が、その目的がかなえられる事業となるように、市長の英断に期待を込め、見解をお伺いいたします。

次に、実施計画に見る事業選択のあり方についてお伺いいたします。

第4次寒河江市振興計画は、平成8年度を初年度に17年度を目標年度として平成7年に作成されました。そして、半年が過ぎ、折り返しに入っている今、本市を取り巻く情勢は長引く不況、先行きの見えない景気の低迷、リストラによる失業者の増加や雇用不安、それに年金や医療制度の改悪・後退など、あらゆる面で振興計画策定時には想定できなかった状況になっています。

本市にとって前半のビッグプロジェクトでもあったチェリークア・パーク建設は、市長や市民の熱意や期待とは裏腹に、冷徹な資本の鉄則のもとに周知の状況にあるわけであります。採算のとれないところに投資はあり得ないわけで、この客観的な条件を無視して強引にむちゃな進め方をすれば、経営破綻は自明の理であります。

本市の製造品出荷額は、平成9年度の1,290億5,500万円をピークに年々減少し、12年度には1,204億2,400万円となっています。また、卸、小売を含めた年間商品販売額も平成11年度は759億9,300万円と、平成3年の796億700万円を下回っているのです。現在はどちらももっと落ち込んでいると思われま。

さらに、財政状況も起債残高が平成16年度には普通会計で252億8,690万円、特別会計を合わせると415億4,450万円となり、一般会計の公債費比率も17.1%と見られ、年々厳しくなっております。

したがって、今、市当局や議会に求められているのは、寒河江市を取り巻く客観的諸条件を冷静な判断のもとに事を進めるといことだと思っております。

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つは、このような状況の中で、後半の実施計画に組み入れる事業の選択を市長はどのように考えているのか、御所見をお伺いいたします。

二つには、実施計画に平成10年度から毎年5,000万円ずつ計上されていた市庁舎建設基金が今議会に報告された実施計画から消えているわけであります。申すまでもなく、これまで種々の議論、検討の結果、実施計画に計上されてきたものであります。なぜ今回姿を消したのか、その理由をお伺いいたしまして、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、都市計画の見直しにつきまして答弁申し上げます。

この見直しにつきましては、議員から先ほどありましたように、本年3月議会の一般質問があったわけで、それにお答えしているとおりでございますが、市の第4次振興計画、それから都市計画の誘導指針でありますところの都市計画マスタープランでも示しているところでございまして、これらを基本として進めているところでございます。

現在の都市計画区域外の地域を見た場合、国道、県道、幹線市道の道路整備が進展いたしまして、市街地と周辺集落部の家屋も連檐してきておりまして、また中小規模開発が本市一円で行われてきております。

このように開発ポテンシャルが非常に高くなってきていることから、開発許可制度による秩序ある開発と建築確認申請による快適で防災に配慮した住環境の整備が必要な状況になってきておるわけでございます。

さらに、広域的都市圏域の形成のためにも、隣接市町の都市計画区域と一体化を図り、都市間交通の円滑化を図る道路や土地利用の適正化など、都市間の連携も重要なことと考えております。

都市計画区域が拡大されることで、地域の方々にもまちづくりに住民参加の機会が拡大されることにもなっております。このようなことから、都市計画区域の見直しが必要であると考えておりまして、現在作業を進めている段階でございます。

そういう中で、過般説明会をやったわけでございますが、その説明会は拡大する対象地域の全戸に御案内を配布いたしまして実施したところでございます。地区ごとに柴橋、三泉、醍醐、高松、白岩については、先月の12日から16日にかけて、そして中央工業団地の再拡張地につきましては、今月の6日に実施しております。

その中で、冒頭申し上げましたような区域拡大の必要性と目的、それに拡大の範囲、拡大に伴う効果と影響等について説明を申し上げてきたところでございます。

出席者の人数につきましては、柴橋地区が8名でございます。三泉地区が10名、醍醐地区8名、高松地区17名、白岩地区は4名でございます。中央工業団地再拡張については8名でありました。

その際に出された意見内容でございますが、主な内容を申し上げますと、拡大計画に関することにつきましては、いつごろから計画されたのか、法律改正があったのかとか、区域に入ることによって開発の可能性が大きくなるのではないのかとか、線引き方法が市街化区域、市街化調整区域となるのかとか、慈恩寺をどう保全していくのか。

それから、農業振興地域との関係についても質問があったわけございまして、都市計画区域になることにより、農業振興地域から外れるのか、農振地域から除外にならなければ開発が進まないのではないのかとか、林道整備も可能なのかとか。

それから、下水道関係につきましては、区域拡大されることで整備が促進されるのか、公共下水道で整備になるのか。

それから建築確認申請関係では、建ぺい率や大江町飛び地での取り扱い、接道要件の詳細について質問もございました。

そして、都市計画税、税金につきましては、賦課されるのではないのか、近い将来どうなのだとか、あるいは現在の賦課対象地域や税率についての質問がございました。

そのほか市民への周知についても、今後の手順の中で縦覧の公告をわかりやすくもっとPRすべきでないかという意見もあったわけでございます。

そういう意見で、これまでこの議会におきまして、あるいは協議会におきまして、十分議論になったことではございますけれども、その何点かについて改めて申し上げたいと思っております。

現在の都市計画区域は、寒河江、西根、南部地区と柴橋地区の一部を区域としますところの2,101ヘクタール

になっておりますが、拡大区域としましては、市内山間部の幸生、田代地区を除く平場全域を対象に指定していきたいと考えております。

基本的に生活圏となり得る可住地、人が居住可能な土地や、平場と一体的な地にあり、自然公園としての整備、保全が必要と思われる山林地域と考えております。

都市計画区域に定めたからといって、整備や開発するばかりではありませんが、都市を形成する過程で、周囲に影響を及ぼすおそれのある範囲を取り込んで、無秩序な市街化を防止して、必要な自然、緑地というものを都市計画上也積極的に保存するという観点で区域の設定を考えておるわけでございます。

山林を抱える慈恩寺につきましては、国の重要文化財の宝庫となっているものでございますし、将来は歴史的伝統を保全する上で、何らかの地域指定も必要と考えられるところでございます。

また、平野山につきましても、貴重な森林地域として保安林の指定や遺跡が存在するところでございます。また、いこいの森として自然公園が整備されておりますし、周辺一帯の保全に対する要請というものはますます高まる地域でございます。

慈恩寺、平野山とも、都市計画マスタープランでそれぞれ都市のシンボル軸の北端と西端に位置する重要な拠点として位置づけているところであり、保全する考え方もエリアに入れていきたいと考えておるところでございます。

また、区域界については、隣接する市町との行政区界のほか、地形、道路や水路等の地物を境とし、このような対象物のないところについては、字界などを区域界としていきたいと思っており、また将来の保全等々も十分考え、あるいは開発との調整というものも十分考えて指定して、説明会に出席した方には説明を加えてきたところでございます。

それから、住宅政策についてのお尋ねがございました。土地開発公社では、これまで400区画を超える宅地分譲を行っておりますが、ほぼすべての団地が完売の状況にあり、公社として宅地需要者のニーズを的確にとらえて対応してきたものと思っております。ただ、醍醐住宅団地につきましては、今年度に入ってから5区画が分譲されていることで、現在半分を超えた分譲率になってきております。

今も問い合わせもあるようでございますので、公社の努力によりまして、早急に完売されることを望んでいるところでございます。

それで、団地内のインフラ整備というものをどうするのかというふうな御質問がございましたが、それを市が行い分譲価格を引き下げるべきではないかというようなことかと思っておりますが、土地開発公社は独立した法人でございまして、企業会計により運営されております。公社がプロパー事業として行う宅地造成事業は、第1義的には公社の費用と責任において施行するものでございまして、議員も公社の理事をしておられるので、こういうことは十分御承知のことかと思っております。

ただ、公社は市が設立しているものでありまして、市としてもその事業が円滑に進むように、白岩住宅団地につきましては、団地の造成に合わせ、アクセス道路となる市道中町バイパス線の整備を行うことにしておりますし、団地内の水道工事につきましても、水道事業所が施工する幹線水道管と合併施工し、経費節減を図るようにしております。

また、宅地需要者のニーズというものは、単に分譲価格のみで決められるのではなく、周囲の環境や団地全体のグレードなども大きな要素となり得ると考えられ、特色あるまちづくりに努めることも必要かと考えております。

白岩住宅団地は、緑の中の住宅団地とするために、団地内の緑化を図ることや、カラー舗装の歩道を整備するなど、景観に配慮した団地を計画されているようでございます。

また、ほかの市あるいは県外の方からも買ってもらうようにするためにも、いろいろ考えておるわけでございまして、分譲に当たりましては、対象者を県内だけでなく、都市、首都圏も含めて募集することや、多様な宣伝

媒体を活用して計画的に宣伝を行うとともに、これまで蓄積してきたところのノウハウというものを最大限に生かしまして、早期完売を目指していただきたいと考えておるところでございます。

次に、実施計画との絡みで、事業選択をどのようにしているのかというようなことの質問がありました。

現在の第4次振興計画は、御案内のように美しいところの交流拠点都市寒河江の実現に向けた計画で、平成8年度を初年度として17年度を目標年次といたしております。これは地方自治法の規定により、議会の議決が必要のため、平成7年9月に振興計画の基本構想について議決をいただいたところであります。

議決いただいた基本構想に基づきまして、体系的に計画の方向と施策を示すところの基本計画を平成8年3月に策定いたしております。実施計画は、基本計画に示された施策の具現化を図るため、具体的な事業内容と実施年度を示しております。特に、社会経済情勢の変化に伴う税収や交付税、国・県の補助等の動向を踏まえ、そのときそのときの財政状況に対応した計画とするため、御案内のように毎年3カ年のローリング方式によって策定しているところでございます。

したがって、今回策定した平成14年度から16年度における3カ年の実施計画も、当然現在の経済情勢、財政計画を反映した計画となっているところでございます。

そういう中での具体的な事業選択ということでございますが、基本的には基本構想を受けた基本計画を中長期的展望に立って地域のバランスある発展をも考慮いたしております。

現状での景気好転の兆しが見られず、税財政上の見通しが立たない状況でありますので、新規事業を極力抑制し、どうしてもやらなければならないところの継続事業というものを優先するとともに、事業を進めた場合の効果、事業の緊急度というものを踏まえまして、厳しい状況下の中での事業選択を行ったところでございます。

それから、庁舎の建設の基金積立金が事業計画にないと、どうしてかというような質問がございました。確かに平成8年度に策定した実施計画、平成9年度から昨年度策定した実施計画、平成13年度から15年度までの計画には、庁舎建設のための基金積み立てを計画いたしておりました。実施計画に掲載された事業については、極力予算に反映させることにしておりますが、各年度の予算編成に際しましては、確実な歳入を見込み、事業の評価等を行い、優先順位を決め編成いたしております。そのため、現実的には実施計画に掲載されても予算に計上されない場合もあるわけでございます。

庁舎建設基金積み立てについては、平成9年度から実施計画に掲載したもののうち、財政の有効運用の観点として、その財源を過去の有利な借入金の繰り上げ償還に充ててきたため、これまでは積み立ての予算を計上してこなかったものであります。

今回、13年度に策定した実施計画、平成14年度から16年度においては、計画自体にも載せておりませんが、このことについては、さきの全員協議会でも申し上げましたように、昨今の預金利子を考えますと、積み立てをするよりも当面高利率の市債の償還をした方が効率的な財政運営がなされることと、もう1点は、本市の当面する大型プロジェクト事業、緑化フェア、醍醐小学校建設、それから駅前中心市街地の整備事業が16年度完成を予定しておりますので、本市にとりましては16年度までが大型プロジェクトがピークの状況にあることからしまして、今回策定した16年度までにおいては基金の積み立てを計画せず、17年度から検討し積み立てをしてはと考えておるところでございます。

また、庁舎建設には多額の費用が伴うものでございまして、現在、PFIというのがありますし、本議会におきましても質問を受けたものがあるわけでございますけれども、いわゆる民間資金を活用した公共施設整備というものでございますが、こういうようなものも研究してまいらなければならないかなと思っておるところでございます。

以上でございます。(「都市計画税」の声あり)都市計画税については、はっきり御質問がなされているのが、ちょっと不確かなものでございますので、申し上げなかったんですけども、改めて最後になりましたが、申し上げたいと思っております。

御承知のように、これは都市計画事業に要する費用に充てるための目的税でございます。本市においては、現在、条例の定めるところにより、農業振興地域の農用地区域を除く都市計画全域に所在する土地及び家屋に対しまして課税している状況でございます。

現在、見直しを進めておりますところの都市計画区域の拡大は、市全体の秩序ある開発と良好な生活環境の整備に向け、一体の都市として整備、開発、保全すべき区域を加えるべきであるとの考え方によるものでございまして、受益の状況等をかんがみした場合、区域の拡大と同時に課税区域を拡大することは適当ではないと考えております。

したがって、当面は用途地域に加える予定をしている区域については、税の趣旨に沿い課税区域に加えるもの、見直しをやって現行の課税区域をそのまま継続してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、既課税区域と非課税区域、いわゆる既に課税した区域と、それから課税区域でない非課税区域との考え方が問題になるかと思いますが、既課税区域は従来より都市計画事業を重点施策として優先的に導入し、現在受益を受ける地域との考え方でございますし、また非課税区域は適正な土地利用によりまして、これから良好な都市環境の整備を図ってまいりべく拡大を予定している区域であります。こうしたことから、都市計画事業の受益の状況により、課税区域の区分を明確化したいと考えておるところでございます。

課税区域につきましては、都市計画税条例で定めていることから、当然改正しなければならないと考えております。今後、区域決定の時期を見ながら、明確な範囲の設定を行うべく検討してまいりたいと思っております。

それから、隣接自治体との課税状況というのもどうなっているのかということもあるわけでございますけれども、天童市は市街化区域の線引き都市であるため、市街化区域のみ課税、河北町とか大江町は用途地域となっており、都市計画区域の一部に対する課税となっているようでございます。西川、中山は非課税のようでございます。

地方税法では、市街化区域の未線引き都市は、都市計画区域の全部または一部で条例で定める区域とされ、受益の状況に応じて課税することができるとされております。

本市の課税区域の考え方は、今申し上げましたように、都市計画事業の受益を受ける地域としてきたところであり、今回の拡大区域についても、同様の考え方としておりますが、将来の都市整備の進展状況により、用途地域の拡大とあわせ、課税の対象区域となり得るとも考えます。

以上でございます。

佐藤 清議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問に対する答弁をいただいたわけでありませうけれども、さらにかみ合わせていくというふうな立場から、2問目に入らせていただきたいと思います。

まず、都市計画区域の見直しの関係でありますけれども、3月に質問をしながら、余り行政だけで見直し作業を進めないで、関係する住民のコンセンサスを得るよというふうなことで要望しながら、説明会をしていただいたんですが、先ほど関係地区にそれぞれ全戸に配布をしていただきながら、先ほどのような参加状況だったというふうなことでありまして、大変な努力をされたんですが、結果的にこういうふうになってしまったので、これらの点を反省をしながら、今後に生かしていただきたいという点で何点かまず申し上げたいというふうに思います。

私も1問目で申し上げたんですが、参加して初めて計画の素案というものをいただきました。そして、あるいはその中にはさまざまなことが書かれているわけでありませうけれども、参加した人だけがこれをもらってわかるということなんですね。したがって、本当に地域住民と一緒にこの問題を考えるというのであれば、全戸に案内を差し上げるときに、これも一緒に例えば渡していただくことによって、まず大綱、それから素案がわかったのではないかなというふうに思うんですね。

そして、参加した人にだけ渡っているけれども、その後も周知がこの関係地区の人になという状況になっているわけありますので、今後本当にそこに関係する住民と一緒に物事を考えながらつくり上げていくというふうなことからすれば、少し検討をしていただきたいというふうに思うわけあります。

そしてまた、参加者が少ないというのも非常がっかりですね。例えば白岩地区4名だそうであります。きょう見ても、ひな壇に座っている方だけでも7人白岩地区の人がいらっしゃるわけですね。本当にそういうふうにもみんなで市役所の職員も、課長らも、そこに地域に居住する人がみんなで物事を、さっきからいろいろなことを言ってるんです。地域で、あるいはみんなでとか、しかし実際こういう実践の場に行くという実態なんですね。

もちろん市長も今回の関係地区の住民なんです。もちろん出られたと思います、市長は。そういうふうなところをやはりちゃんとしていかないと、みんなでつくると言いながら、格好だけになって、形式だけになって、魂が入らないというふうなことになろうと思いますので、この点についてもいろいろな機会に、今後いろいろなものを地域でつくるとはあります。そういう際に、市長みずからが手本を示していただきながら、執行部の皆さん、あるいは課長方も、管理職の皆さんも、率先してやはり手本になる姿勢を示していただきたいということが今回の説明会を通じて感じました。

それから、会場の設定もあつたんですね。白岩地区の方から私にもありました。三泉は三泉、柴橋は柴橋、醍醐は醍醐、高松は西部地区公民館、白岩も西部地区公民館でやられたわけですね。やはり白岩の人が西部地区公民館という、寒河江川を越えてこちまで来られないというふうなことで、何とか白岩地内で老人福祉センターでやってもらえないかというふうなことを要請されたそうですけれども、担当課の方では、やはりあそこの管理の問題がありまして、夜間というふうになるとなかなかできないということで、結果的にできなかったんだそうですが、白岩の住民は白岩出張所廃止の際に、例えば白岩地区民でいろいろ相談しなければならないことだってあると。そういうときに、住民が集まれる場所が必要だというふうに言ったときに、それは代替として白岩の老人福祉センターだってあると、そこだって使えるんだというような話が当時されたそうです。

しかし、今回この説明会の案内が来て、ぜひそこでやってほしいと言うものに対して、いやできないというふうになっているという、こういうことで住民は非常にがっかりしていますので、それは今回のこの説明会は、都市計画課ではセンターの管理の関係でないわけですから、そうしたときに庁舎の内部で連携をとりながら、そういうことが生かされるような配慮もお願いをしたいし、次回からはそういうことのないようお願いをしておき

たいなというふうに思います。

また、これは私、説明会でも申し上げたんですが、そこへ行って初めてこれをもらうわけですね。そして、さまざま今度は家へ行って家族で話したり、あるいは地域で話したりして、いやここはこういうふうにしてほしい、ああしてほしいというようなことがあって、そういうものが原案が示されて、いろいろ地域で討論して、その意見を行政で吸い上げて初めて住民の意向を聞いたというふうに、住民の意向が反映されたというふうになると思うんです。

ところが、このとき初めて渡して、それで終わりというふうになると、ただ説明しただけ、そしてそれごく少数の人というふうなことでは、本当の意味での住民の意見を反映する、集約というふうなことにならないのではないかというような感じがしました。

したがって、ぜひそれらを集約をする場が私は必要だなというふうに思うんですが、それらについての考え方をお願いしたい。もちろん当日も、また先ほどの市長の答弁でもありました。これをまずそれぞれ説明したので、そこで出された意見などをしんしゃくしながら、案をつくと。そして、できた段階で都計審にもかけながら、住民縦覧の期間があるので、縦覧の期間を最大限有効に活用しながら、住民に周知になるようにしたいということがあったんですが、それはもちろん大事です。それもしていただきたいと思います。

しかし、それは原案ができてからというふうな形になりますので、もちろんこれは法的に言えば県での都計審にかかって、最終的に決まるんだというふうに言われるかもしれませんが。それまではまだ決定したのではないというふうにまた言われるかもしれませんが、そうでなくて、行政としてまとめ上げるその過程に、やはり住民の意思が反映されるような形をお願いをしたいなというふうなことを考えていますので、この点については御見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、税の関係でありますけれども、先ほどの市長の答弁を聞いても、傍聴者の皆さんや同僚の議員の皆さん、すばっとわかったのかなというふうに思うんです。したがって、私もできるだけわかりやすくこの点については答弁をお願いをしたい。あるいは事務方との打ち合わせの際も、その部分を少しわかりやすくお願いをしたいということで、お願いをしておったんです。

端的に言いますと、今回新たに拡張する部分については、用途指定をしたところ以外は課税をしないと。そして、新たに用途する部分というのにも限られた箇所ですと。高松での説明では、工業団地の再々拡張というか、あの未来工業が張りついているあの箇所だけですと。もちろんそのほかも島の方とか何かあるというふうに思いますが、そういうことでした。

そして、これから決定した後、拡張がされた後、用途指定がされれば、そこは課税対象になるけれども、用途指定は当分ありませんということもあったわけです。しかし、その当分というのはいつまでなんだということが地域の人としてはありました。したがって、その辺のことについて、再度教えていただきたい。

それから、既存の都市計画区域内の白地との関係などについては、先ほど既存のところは優先して都市計画を進めるので、それからよそのところは適正な形でしていく、保全などを中心にしていって、そこにはランクづけというか、課税になるところと非課税になるところがあるけれども、そういう判断でしていくという見解も示されましたので、これはわかりましたけれども、当分の間というふうなことなどは、どれぐらいのことを指し、地域ではなるといって、二、三年たって指定だというふうになって課税対象というふうになるのかということなどもありましたので、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、二つ目の住宅団地の関係ですが、これは市長から言われるとおり、私も開発公社の理事で、公社として努力をしなければならぬのは十分承知をしているんです。している中で、先ほど話がありましたように、醍醐住宅団地がようやく半分が売れた。そしてまた、白岩で65区画を出して、そういうテンポでの分譲というふうになれば、非常に大変だなというふうに思っているわけでありませぬ。

そして、値段だけでないということも、市長がこの前五つ言ったのも、全く私同感です。その上で、開発公社

でしたのがさっと売れるような形にやはりしていきながら、そこに人をふやしていく、家をふやしていくという、こういうことをしていく必要があるのではないかなというふうに強く感じるんです。

この前、開発公社の行政視察で、館林市の開発公社の宅地分譲状況も視察をさせていただきました。そこでも、やはり実勢価格というか、相場よりも1万ないし2万安く分譲しながら、それはもちろん公社自体の努力の中で、安く分譲しながらやっておったわけでありまして。

したがって、これは開発公社の問題だというふうにまた市長から言われるかというふうに思うんですが、やはり醍醐でも半分残っているという状況からすれば、いろいろ話を聞くと値段ももう少し安いとなというふうに言うんです。というふうなことからすれば、その辺をもっと考えてみる必要があるのではないかな。そのためにできるものとしては、インフラの部分由市ですることによって、白岩の場合は可能なのかなというふうなことで提案をさせていただいたわけでありまして。

周辺の状況を見ても、西川町の海味でも、国道沿いの団地が坪5万円で出されています。大江町の場合も蛸水団地で5万、この間やった小漆川のものは5万6,000円だったそうでありましてけれども、12区画。これは即売したそうです。それから、朝日町でも宮宿、大谷やっているわけでありましてけれども、4万円台で出している。

こういうふうなことなども考えても、やはり白岩で65区画つくってなかなか売るのが大変だというふうなことになると、非常にこれは開発公社と言いながら、市の住宅政策を、市でなくて開発公社で市の一つの政策を担ってやっているわけでありまして、ぜひ検討していただきたいというふうに思うんです。

逆に言うと、醍醐のことを半分残っているから、そっちとの値段の関係でかえって大変になるというふうに判断されているのかなというふうにも私は思っておったんですが、そういうことでもなく、それが直接的なことでもないようだけれども、やはり、もう醍醐と同じような状況を白岩に行ったら、もっともっと大変になるということを目指しながら、申し上げておきたいと思えます。

それから、三つ目の実施計画の事業の選択の関係でありますけれども、もちろん制度的には先ほど市長がおっしゃられたとおりでありまして、しかしあの第4次振興計画をつくったときに想定できない今日の状況があると。そして、市長は私の前段、遠藤さんの質問にも答弁されて、ハード部分の事業をやることによって、かえってもういろいろ寒河江は発展しているんだというようなこともありました。確かにこれまでそういう事業をずっと続けてきたんです。

しかし、こういう経済状況で、前と同じ手法をずっと続けていったら、もっともっと大変になるのではないかな。こういう状況。あの第4次振興計画をつくったときに想定できないようなことになった。あれは佐藤市長が寒河江市の市長に就任して、ずっとやってきて、かつてないことなんだよね、こういう状況というのは。

そうすれば、市長が今までやってきた手法だけではなくて、こういう経済情勢の中で、あるいは財政状況の中で、配慮しなければならないことというのはあるのではないかな、そういうことを市長は考えてやってくれているのかな。これからはこうしなければならないということがあつたのではないかなというふうに思ったものですから、そのことをお聞きをしたくて質問をしたんです。

改めて、それはそういうことではなくて、従来と同じようなことなんだということなのか、ただ決める際には、新規の抑制制度が効果がどうあるか、緊急度を考えている。これはわかります。しかし、それは新規抑制というのは、こういう情勢になったからということなのかもしれませんけれども、さらに市長の気持ちも含めてお聞かせをいただきたいと思えます。

庁舎建設が消えたわけですがけれども、これは初めて先ほど明らかにされたのは、PFIも視野に入れて落とされたのかなというふうな感じをしました。まず一つはね。

PFIというのは今回初めて、庁舎の関係について出ましたので、これまでの実施計画で言ってきたのともまた新たな、これはこの前の全協でも、財政的に16年がピークだから、その後17年度からは、全協での説明は17年度から金額も含めて検討したいということで、今もそうですが、今度は多額の費用を要するのでPFIも視

野に入れてということが初めてありました。

したがって、この辺についてももう一度本当にPFIを市庁舎についても検討というか、研究材料にしていくという考えなのか、まずお聞かせをいただきたいということ。

それから、これは話はいろいろ市民の方から言われるわけでありますけれども、事実どうなのかだけ、極めて事務的になると思いますが、お尋ねをしたいと思います。

それは旧合同庁舎、前の西村山の合同庁舎、あれを市庁舎にという考えが、あるいはそういう話があるのかどうかということが1点です。

今回、財政的な問題で市庁舎建設基金がおろされたというふうなこと、それから先のことを見越しての中で、あともう一つは、パオの駐車場。パオビルを購入する際に、パオの駐車場については税金をもらわないで免除して無償で借りていると。5年間の契約でしたかね。その際、もし地主が売るという場合には、寒河江市に売っていただきたいということを言ってますと。そうでないと、あのパオビルを寒河江市のものにしても、駐車場がだれかに売られて、別な目的で使われたといえ、ビルが死にビルになるわけですからということでお聞きをしたときには、地主が売るとい場合には寒河江市に売っていただきたいという条件といいますが、申し入れをしているというお話がありました。

この関係が進んでいるのかどうかと、それからもう一つは、そのわきの駐車場所所有者の住居、土蔵などがあるわけでありますけれども、その土地も含めて市の方で取得計画が内部であるのかどうか。あるいは市に買ってほしいというような話がなされているのかどうか。この点についても明らかにしていただきたいと思います。

以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 都市計画の区域拡大のことで、参加者が各会場とも少なかったということですが、私この区域拡大とは違って、いわゆる文化とか芸術、教育関係のイベントなり、あるいは催し物によく参加をさせていただいておりますが、このごろ最近では寒河江の方も大変出席率が多くなってきておりますが、割と有識者の方で、議会の方なんて本当に見たことがないような気がするんでございまして、失礼になるかもしれませんが。

ですから、やはり直接的に何か関係がないと参加しにくいのかなと。あるいは現実的にかかわりというものが直接的に出てこない、単なる説明会というものはやはり出てこないのかなということが伺われるわけですが、そういう意味におきましては、将来の寒河江市づくりの上で、大変大きな問題なんだというようなことは言っているわけですが、やはり非常に少ないということは、具体的に決める、あるいは何か自分との利害関係が出てきた段階になって、私は聞かなかったとか、私は知らなかったという方が非常に多いのでございまして、こういうことのないようにしてまいりたいと、かように思っております。

それから、税のことでございまして。都市計画税。ここに税法の一部をコピーして持ってきましたから、都市計画税の法的根拠というのは、御案内かと思っておりますけれども、地方税法というところの702条にございまして、そしてこういうことが書いてあるわけです。「当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により、都市計画区域として指定されたもののうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として当該土地または家屋の所有者に都市計画税を課することができる」と書いてあります。

それから、地方税法の附則でございまして、32条の11に今引用しました「第702条第1項中「うち市街化区域」とあるのは、「全部または一部の区域で条例で定める区域」とする」とありますから、市におきましては、市の条例におきましてこの課税する区域を定めることといたしておるわけですが。

ですから今もこの条例は存在しますし、また変更する場合につきましては、先ほども議論になりましたように、今のところ課税対象と考えておるのは、工業団地のところの画ということと、それから横道に住宅団地を今造成しておりますけれども、そういうところになるのではないかなと思っておりますが、いずれにしても、現在の条例の定める区域というものをどのように規定するかにつきましては、今までのとおりでいいのか、あるいは一筆一筆書くのか、その辺のことは十分検討しなければなりませんけれども、大筋のところではこういうことになっているのでございます。

それから、なお具体的なことにつきましては、担当の方から申し上げたいと思っております。1問で詳しく申し述べたところでございまして、なお詳しくは担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、白岩の住宅団地のことも大変御心配のようでございまして、この住宅団地にしましても、今から売れないのではないかとどうだとおっしゃるようでございまして、これはやはり西部地区の活性化のため、大変な御要望がありまして、じゃどこかということになりますと、あの辺が最も立地条件としてまさっておるのではないかとということで始めた仕事でございまして。

白岩地区、西部地区としましても、いい条件のすぐれた土地、醍醐にしましても、河北町から譲り受けた土地で、あれほどのものであってもいろいろまだ27戸の分譲のうち半分以上が売れているわけですが、そういうようなことから、いろいろな条件というものが重なってきておまして、完売をしたり、あるいは残ってきたりというようなことがあるのだらうと思っております。これからのPRもやりながら、あるいは大きく有利な点というようなものも申し上げながら、完売されることを望んでおるわけですが。

それから、実施計画とのかかわりでございまして、何も私は今までのやってきた手法というものを、そのまま踏襲するということの石頭ではないと思っております。やはり柔軟に考えて、先を読んで対応していかなければだめだという頭でございまして、ですから現今の自治体を取り巻く状況というようなものは、経済情勢、あらゆる面で勉強はしておるつもりでございまして、ですから、今までうまくいったから、これからもう

まくいくであろうと、同じ手法ですれば間違いないだろうと、こんなかたい頭を持っておるものではございません。

ですから、いろいろ工夫を重ね、実施計画を組むに当たっても、考え抜いた末の案でございまして、そういう中でも、やはり行財政改革というようなものもこれは当然しなければなりませんから、そういうことも一方では進めなければなりません。

そういう行財政改革を進めなければならない分野に目をつむって、別なところばかりグイグイ行くというのも、これもおかしな話だと私は思っております、やはり痛みを感じると思いますか、行財政改革をやらなければならないところはやらなければならないということでございまして、やはり時代というものは当然流れておって、変化の乏しいものでございますから、それに応じたものを1回決めたからあれはどうかのこうのということは、かえって円滑な施策、寒河江の将来というものを誤るのだらうと思っております。

それから、PFIでございますけれども、これを視野に入れてするというようなことは、私は一言も言っておりません。研究の対象だと言っておるのでございまして、勉強の対象だということでございまして、今よくPFIが取り上げられておりますから、こういうものも勉強、研究の対象にしていくということをお願いしておるのでございまして、御理解いただきたいと思っております。

合同庁舎の話も求められたことではございますが、これは市に払い下げになるとか、あるいは市が利用するんだというような話は、だれからも聞いたことはございません。

それから、フローラ・SAGAEの駐車場とか、あるいは周辺の方の持っている土蔵がどうかのこうのというようなことは、全然私は聞いたこともございませぬし、話題になっているということも聞いたことがございませぬ。以上です。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 それでは、本町駐車場の件、今後のことでありますので、私の方からお答え申し上げたいと思います。

本町駐車場と、それから旧住宅と蔵と、2件のことがございました。

御案内のとおり、本町駐車場は市の方で借地をして、今市営駐車場として利用しておりますので、これは土地所有者がいつの段階かわかりませんが、もし譲渡というように考えた場合には、一般的にも、社会通念上にも、利用している、今借地している人にまず第一義的にお話が来るのが普通ではないかというふうに思っております。

それから、旧住宅、蔵の方は、現状のところは市の方での買収計画は持っていないところであります。

以上です。

佐藤 清議長 税務課長。

安食正人税務課長 都市計画区域の拡大になった箇所に係る賦課の考え方については、先ほど市長から答弁申し上げましたとおり、いわゆる用途地域の線引きの時期なり、あるいは都市整備の状況なりといったものを勘案しながらという考え方でございます。

以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 いろいろありましたが、都市計画税の関係は、市長から確かに今は現条例が生きていますというふうな、1問目では条例改正などをして範囲の設定をしたいというふうなことがありましたので、これは同じように既存の都市計画区域の白地は課税対象ですね。

今度拡張する部分は、白地であっても非課税になるというようなことだから、今の条例からすれば、拡大だけただすれば、拡大されたところの白地の部分は課税対象になる、今の条例だけでいけばね。その部分を課税対象地域の中で分けるのか、あるいは条例の中で改正しない限り一律にかかるわけですので、それが地区での説明会の際には、条例を改正をして、そこをきちっと非課税にしていきますというふうに説明されていますので、その点についてだけ間違いないですねということを経理に確認だけさせていただきたいと思います。そのことを市長からお願いをしたいと思います。

それから、通告の部分で遠藤さんとダブる部分があったんですが、先ほどの遠藤さんの答弁でも、最上川の緑地公園の中でのカヌー基地の問題がありました。これはどういう検討をされてカヌー基地というふうになったんだかという問題ね。あそこの緑地公園をするというのは、どうだこうだというのは、それはもう位置づけになってやっているんで、その中にカヌー基地をつくと。

なぜそういうことを言いますかという、最上川の舟運計画、これが議会でも議論になりました。議会でも船下りをして現場を検証された方々もいらっしゃいます。これは当時の建設省、県、関係市町などで一緒になって視察をしながら大丈夫だと、私どもはあれは無理だと申し上げました。しかし、船着場だけは3カ所つくったんですね。そして、舟運計画そのものがとんざですよ。そして、つくったのはおかしいんじゃないかという住民からの批判もあるものですから、年1回いかだ下りをしているようすけれども、そういう過ちを我々議員はしてはならないのではないかと申し上げているんです。

本当にカヌー基地があそこの中で、あの水位の落差があるところをつくってどうなんだろう。そして、この同じ地域の中で、西村山圏域の中で、同じものをそっちでもこっちでもつくって奪い合いするようなことは、果たしてどうなんでしょうか。

西川町はもう寒河江ダムの中にあるわけですね。そして、これまでも各種の大会、国体もやっているんですよ。そして、維持管理だってダムですから、ここ寒河江で今からつくるのはどれぐらいの維持管理費がかかるのか、だれが維持管理するのかという、こういうことを十分に議会も、当局も、あるいはそれを利用する方々も、地域の方々も、いろいろ検討した上で物事を決めていくべきではないかということを経理さんも申し上げたんだと思うんです。

私も市会議員になってから、そういうことを体験をしますので、ぜひみんなで真剣になって考えていただく、そういうことを市長にも受けとめていただきたい、こういうことで申し上げていますので、この点について、もし市長の見解があればお聞かせを願って、私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 舟運計画につきましては、これが大江町から寒河江を通して、そして長崎に至るところの舟運計画というものができなくなったというようなことは、前のこの議場だったと思いますが、申し上げているはずでございまして、どうしてなったかというのはちゃんと正式に申し上げております。

それをまた誤りだとかというようなことを言われるのは、私も本当に心外でございまして、事業をするにおきましては、逐一話を進めておって、そして国なり県との連携を保ちながら、逐一進めておるわけでございます、私個人の好き勝手にやっているというようなものではございません。全部手続を踏んで、本当に難しいことでございますから、やったことのないものをやるというようなことでございますから、本当に石橋をたたいて渡るような手法で進んできておるわけでございます、それがみな誤りだというように片づけられたのでは、全く情けない次第でございます。

そして、舟運計画につきましては、この前正式に申し上げたところではございますけれども、船着場というような、水場プラザというのは、国の直轄、当時の建設省で全部市の負担もなしにつくったものでございまして、そして市、町に提供してくださったものでございます。

しかしながら、国直轄河川をあそこで就航するということになりましたれば、ずっと国の責任においてこれを掘り下げたり、あるいは船が上り下りできるような航路というものを確保しなければならない。ところが、国においてはそれは非常に厳しい、難しいと。ですから、断念してくださいと言われていたわけでございます。

ですから、そういうことで舟運計画というものをやめたわけでございますが、水遊びとか、あるいはカヌーとか、そういうものはあのプラザというものを活用して十分できるわけでございますし、そしてまた、南部の緑地公園、20ヘクタールもある土地をこれまでも先ほどの答弁でも経過というものを子細に申し上げましたけれども、そういう経過の中で今回に至っておるわけでございます、今突然出てきたものではございません。

そして、いろいろな壁はありますし、またこれから取り組まなければならないところのハードルもございすけれども、せっかくの国の土地20ヘクタールというものを何に、寒河江市の中でこれを活性化のために生かしていく。寒河江だけじゃなくて、高速道路の関連とか、あるいは最上川との関連の中で、あるいはサービスエリアとの関連の中で、どう生かすかということを考えるわけでございます。

そういうことで、国ともいろいろ大変これも初めての仕事でございますから、難問もございすけれども、ハードルもありますが、それをこれは大変な仕事にはなるなとは思いますが、やはり生かして、あの土地というものを市民の、あるいは地域のためにプラスになるようにと考えておるわけございまして、ですからそういうことを御理解いただきたいものだなと。

こういう時世でございますから、これは簡単にいくとは私も思っておりませんし、十分これにつきましては念には念を入れながら対応してまいらなければならないなど。ですけれども、もったいない財産でございますし、これが生かされるならば大変生かされると、こういうものを考えておるところでございます。

それから、税条例の問題でございますけれども、簡潔に申し上げれば、私の理解の仕方間違っておれば担当の方から詳しく説明させますが、現在の都市計画区域の中では、用途地域と、それから白地の分野にも受益性のあるものとしましては、課税しておりますし、条例の条文に載っております。

それから、今回の拡大の中で白地となると課税はしません。しかしながら、第1問の最後に申し上げましたように、将来都市整備の進展状況とか、あるいは用途地域の拡大というようなことがありますれば、課税の対象区域となり得ることもあるわけでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 以上で本日の一般質問を終了いたします。

散 会 午後4時50分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。